

教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等について  
(その2)

平成29年6月  
高知県

基本方向3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策(1)

保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

対策の概要

幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを策定し、全ての園における活用を促進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育て支援の在り方等を示したガイドラインを新たに策定します。

取り組み②

策定したガイドラインの周知・徹底を図るため、県内各地域で説明会を開催するほか、市町村等の園長代表者会や教育センターでの管理職研修等において説明し、活用を促進します。

また、幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により周知を図り、全ての園において活用されるよう取り組みます。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア ガイドラインの策定
  - ・ H28.12月策定、H29.2月配付
  - H28 配付：正規職員・臨時職員（4,834冊）
  - 市町村主管課・教育事務所等（45冊）
  - H29 追加配付：265冊

取り組み②

- ア ガイドライン説明会の開催（参加者数 498名、所長・園長を含む保育者）
  - ・ 4/20 須崎市（101名）、4/21 田野町（34名）、4/24 四万十市（57名）、
  - 4/26 南国市（110名）、4/28 高知市（196名）
  - ・ 自己課題発見シート、キャリアステージにおける資質・指導力チェックシート等の活用の仕方についての説明及び意見交換
- イ 管理職研修等での説明（教育センター研修を通じて実施）
  - ・ 5/11 所長・園長研修Ⅰ-1
  - ・ 5/18 主任・教頭研修Ⅰ-1
  - ・ 5/23 基礎研修Ⅱ-1
- ウ 各園への直接訪問等による周知
  - ・ 指導主事、アドバイザー等による研修支援
  - 市町村園長会：2回（4/14 宿毛市：10名、5/18 安芸市：8名）
  - 保育所・幼稚園等：2回

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

取り組み②

- ガイドライン説明会では多くの園から参加があったが、ガイドラインの趣旨を理解し、資質・指導力向上を実感できる活用に結び付けるためには、全ての保育者の理解を深め、各園の実態に合わせた実施につなげていくことが必要である。
- ガイドラインの内容及び効果等について、各保育所・幼稚園等に対して、幼保推進協議会を通じて周知を図る。また、取組の弱い園については、個別に研修支援を行っていく。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合	—	%	80%以上

基本方向3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策(2)

保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化

対策の概要

園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、方向性を合わせて取り組むなど、管理職を中心に組織マネジメントが効果的に機能するよう訪問指導等の支援を行います。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、ガイドラインに基づいた教育・保育がチームとして実践されるよう、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

取り組み②

組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成します。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 各園への訪問指導等の充実
  - ・幼保支援アドバイザー等\*による訪問指導の状況
  - 支援内容：保育内容についての指導・助言
  - 園内研修支援：14回（5月末実績見込）
  - ブロック別研修支援：12回（5月末実績見込）
  - ※幼保支援スーパーバイザー2名、幼保支援アドバイザー12名
  - 元保育所・幼稚園・認定こども園長等

取り組み②

- ア 園内研修の中核的な役割を担う保育者の育成
  - ・ブロック別研修会公開保育でのミドルリーダー（ミドル研修1・2年次の受講者）によるグループ協議の運営
  - ブロック別研修会（公開保育）：13回 13園（予定）
  - ・前年度ブロック別研修会実施園でのミドルリーダー（ミドルフォローアップ研修基本・発展コースの受講者）による運営
  - 公開保育：4回 4園（予定）

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 保育・教育の質の向上を図るための園内研修の必要性を感じていない園や市町村が依然としてある。
- 園内研修支援やブロック別研修支援を通して園内研修の継続につながるよう働きかけるとともに、ガイドライン研修会や新幼稚園教育要領および新保育所保育指針説明会等の集合研修の機会にも園内研修の必要性の周知を図る。

取り組み②

- 園内研修の企画・運営を行うミドルリーダーの育成において、実務経験が必要であるが、その機会の提供が十分でない。
- ブロック別研修会等で実施する公開保育の日数の増加と周知を図り、研修参加者を増やすことにより、ミドルリーダーのスキルアップを図る。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31目標値
園内研修及びブロック別研修の実施回数	・小：72.3% ・中：71.6%	・小：% ・中：%	・小：80%以上 ・中：70%以上
園評価の実施率	・小：46.2% ・中：53.1%	・小：% ・中：%	・小：75% ・中：80%

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (3)

保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化

対策の概要

研修の体系や内容の見直しを行い、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき力をより詳細に示した指標を作成します。また、これに基づき、研修体系を初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修の更なる充実を図ります。

取り組み②

保育者が研修に参加しやすくなるよう、代替保育者の確保について支援します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア キャリアステージに応じて身に付けるべき力を示した指標の作成
  - ・保育者育成指標の作成：H28.12月
- イ 研修体系の見直し
  - ・保育士等のキャリアパスに係る研修体系等についての情報収集
    - 4.1 厚生労働省通知文「保育士等のキャリアパス研修の実施について」
  - ・組織体系についての講師との打ち合わせの実施
    - 4/11 第1回

取り組み②

- ア 研修実施に係る代替保育者の確保への支援
  - ・保育士に加えて、保育士の業務を補助する子育て支援員についても、福祉人材センターへの登録を促し、人材センターの機能を強化

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 厚生労働省から保育士等のキャリアパス研修について通知があったものの、文部科学省から幼稚園教諭等の研修体系について示されていない。
- 平成 30 年度に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の保育者育成指標を踏まえた研修体系・内容の見直しを 10 月までに行う。また、国の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」と合わせた研修体系の構築に向けて検討し、平成 30 年度から実施する。

取り組み②

- 福祉人材センターの機能強化と積極的な活用を図る必要がある。
- 市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、潜在保育士及び子育て支援員の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。

第 2 期高知県教育振興基本  
計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	基礎研：42.3% 主任・教頭研：47.2% 所長・園長研：38.5%	基礎研： 主任・教頭研： 所長・園長研：	基礎研：80%以上 主任・教頭研：80%以上 所長・園長研：80%以上

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (4)

保幼小の円滑な接続の推進

対策の概要

市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、市町村の保幼小接続期実践プランの作成を促進するとともに、その実践を支援します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版保幼小接続期実践プランを作成します。その上で、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催するなど、地域の実態に応じた市町村の接続期実践プランの作成を支援します。

なお、接続期実践プランが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。

取り組み②

各市町村において作成された接続期実践プランに基づいて保幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等を行います。

取り組み③

各小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するため、市町村教育委員会や小学校長を対象に接続期カリキュラム等についての研修を実施するとともに、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 県版保幼小接続期実践プランの作成

・ワーキングの設置

委員：小中学校課、教育事務所（保幼小連携担当：各 1 名）、幼保支援課  
保育所経験者、幼稚園経験者

助言者：県外学識経験者（2 名）、県外先進市教育委員会担当者（1 名）

・ワーキングの実施

5/10 第 1 回（月 1 回実施予定）

イ 市町村の接続期実践プランの作成支援

・実践プラン作成に関する説明会の開催予定（3 会場）

11/20 安芸市、11/27 黒潮町、11/30 高知市

・市町村における実践プラン作成の支援

5/16 須崎市

ウ 保幼小交流活動等の活発化のための助言・指導

・市町村支援：1 回（芸西村）

取り組み②

ア 保育所・幼稚園等への指導主事の訪問指導等

※県版保幼小接続期実践プラン作成以降の取組

取り組み③

ア 保幼小接続期カリキュラム

※県版保幼小接続期実践プラン作成以降の取組

イ

※県版保幼小接続期実践プラン作成以降の取組

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●就学前と小学校において、子どもの発達や学びについての共通理解が十分でない。

→高知県版保幼小接続期実践プランを作成後、市町村教育委員会の調整のもと、校区単位で各保育所・幼稚園・小学校等が協働して地域の実態に合わせた実践プランを作成していく。

取り組み②

●保育所・幼稚園等への訪問指導等を行えるよう、事務局内で支援の視点や内容についてすり合わせる必要がある。

→ワーキングにおいて実践プランの内容の検討を行いながら、支援の視点や内容について現場と内容をすり合わせていく。

取り組み③

●学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行えるよう、各教育事務所等と指導・支援の在り方を検討する必要がある。

→教育事務所長会等で学校経営アドバイザーと連携した指導・支援の在り方を協議する。

第 2 期高知県教育振興基本  
計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
接続期実践プランを作成・実践した市町村数	9 市町		全市町村

基本方向 3

就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策 (5)

発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

対策の概要

発達障害等のある子どもに関し、保育所・幼稚園等において、関係機関と連携した指導・支援の充実が図られるとともに、小学校へ円滑に引き継ぐためのシートの作成やその活用が徹底されるよう取り組みます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

発達障害等のある子どもに対する保育者の専門的な指導・支援の実践力の向上を図るため、専門性を高める研修やキャリアステージに応じた研修を実施します。

取り組み②

一人一人の子どもの指導・支援の目標や内容、方法をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。

また、保育所・幼稚園等への支援や関係機関との連携の充実を図るため、各市町村へのコーディネーターの配置を拡充します。

取り組み③

発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 発達障害等のある子どもに対する指導・支援の専門性を高める研修の実施

・「出張保育セミナー発達障害の理解編」の実施 (5月~11月)

・研修場所・受講者数 (予定)

H29: 高知市 (120名)、津野町 (80名)、奈半利町 (40名) いの町 (40名)、土佐町 (40名)

イ 保育者のキャリアステージに応じた研修の実施

・基礎ステージ: 新規採用・基礎研修Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期

「特別な配慮を要する子ども」についての講義・演習の実施 (予定)

・中堅ステージ: ミドル研修 2 年次

「特別支援教育について」の講義・演習の実施 (予定)

・管理職ステージ: 主任保育士・幼稚園教頭等研修、所長・園長研修

「特別な配慮を要する子どもの支援ツールについて」

「特別な配慮を要する子どもへの支援」についての講義・演習の実施 (予定)

取り組み②

ア 個別の指導計画の作成

・特別支援教育の現状調査の実施 (5月)

イ 管理職を中心とした園全体での指導計画の実施

・ガイドライン説明会において、「家庭支援の記録」及び「チェックシート」の活用周知 (5会場 498人)

ウ 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置の拡充

・H28: 10市12名 → H29: 9市10名

・高知県幼保推進協議会で説明 (7月予定)

取り組み③

ア 引き継ぎシートの活用の徹底

・特別支援教育の現状調査の実施 (5月)

・高知県幼保推進協議会において実施状況の把握 (7月予定)

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●国の方針により、新たに専門的な研修の実施が必要となり、研修体制の見直しが必要となっている。

→研修内容、研修体制を見直し、来年度から国の方針に沿って研修会を実施する。

取り組み②

●調査の実施や、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置等により、個別の指導計画や就学时引き継ぎシートの必要性について一定の理解を得たものの、保育者の業務の多忙化を理由に作成の難しさを挙げるなど、実施率が横ばいとなっている。

→高知県幼保推進協議会の特別支援教育部会において、個別の指導計画や就学时引き継ぎシートの具体的な実践事例をまとめ、全委員及び市町村に周知する。

取り組み③

●引き継ぎシートの周知・活用は進んでいるものの、保護者の同意が難しく口頭引き継ぎになった場合の引き継ぎ方に温度差がある。

→口頭引き継ぎの場合も、引き継ぎシートの項目の内容をきちんと伝えるよう幼保推進協議会等で周知していく。

第 2 期高知県教育振興基本  
計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数【再掲】	10市町村12人		24市町村30人
家庭支援推進保育士の配置人数【再掲】	61人 (H29.2月)		93人
個別の指導計画を作成した園の割合	86.9%		100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学时引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合	84.9%		100%

基本方向 4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

対策 (1)

県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

対策の概要

県と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取組み

取組み①

県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

取組み②

県の大綱及びこの基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取組み状況

取組み①

- ア 高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議の機会の設定
  - ・高知県市町村教育長会議 (4/19、109 名)
    - 講演「学習指導要領の改訂について (文科省)」等
  - ・高知県都市教育長協議会 (5/22、46 名)
    - 情報共有「教員の人材確保について」等
  - ・高知県町村教育長会総会・研修会 (4/21、36 名)
    - 講演「高知城歴史博物館の活動～地域連携の取組み」等
  - ・高知県・高知市教育長連絡会 (5/14)
    - 情報共有「全国学力・学習状況調査の自校採点結果の分析」等

取組み②

- ア 各市町村の自主的・主体的な取組に対する人的支援
  - ・地教連担当指導主事 (各教育事務所に計 4 名) による事業内容への積極的な助言・協力の実施 (年度内に計 3 回を予定している進捗状況の確認時に主に実施)
- イ 各市町村の自主的・主体的な取組に対する財政的支援
  - ・35 市町村 (学校組合) 2 団体が 94 事業を実施
  - ・補助金交付決定額 159,406 千円

**C A** 課題 (●) と今後の取組みの方向性 (→)

取組み①

- 教育等の振興に関する施策の大綱及び第 2 期高知県教育振興基本計画に掲げる目標を達成するためには、県と市町村教育委員会による目標や取組の方向性についての最新動向の共有が必要となる。
- 各市町村教育委員会との意見交換を積極的に行うことで、本県教育課題の解決に向けた両者の方向性に齟齬がないことを確認し、連携体制の一層の強化を図る。

取組み②

- 補助金の交付決定はスムーズに行えているが、今後は効果的な事業が出来ているかを確認していく必要がある。
- 引き続き、各事業の進捗状況及び目標の到達状況等について、地教連担当主事等から適宜適切な助言等を行うこととし、市町村等による取組状況の点検・検証を促す。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	%	%	100%

基本方向 4

県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

対策 (2)

教育的風土の醸成に向けた取組の推進

対策の概要

高知県教育の日の趣旨の周知を図るとともに、この日を通じた県と市町村の連携・協働による取組を更に推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取組み

取組み①

県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、市町村と県との連携行事や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のPR、市町村における教育データの公表等の取組を推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取組み状況

取組み①

- ア 県による広報・啓発活動
  - ・啓発ポスターの作成  
標語の公募  
平成 29 年 4 月 5 日から 5 月 26 日までの期間で募集  
応募数 782 名、2,067 作品  
(参考) H28 応募数 486 名、1,112 作品
  - ・図案の公募 (予定)  
児童生徒対象に平成 29 年 6 月下旬から 9 月上旬までの期間で募集予定  
(参考) H28 応募数 33 名、33 作品
- イ 関連行事の実施
  - ・県主催メイン行事 (予定)  
「高知家」児童会・生徒会サミット (10/29)
  - ・市町村主催行事  
10 月から 12 月の期間に開催予定の関連行事について調査実施(予定: 8 月)  
(参考) H28 実施 504 件
- ウ 市町村と県との連携行事の実施
  - ・2 か所での実施を予定  
(参考) H28 実施 11/23 芸西村「生涯学習振興大会」参加者 約 650 名 (延べ)  
12/10 本山町「学習発表会」参加者 約 220 名
- エ 市町村における教育データの公表
  - ・市町村広報誌等による教育関係データの公表予定について調査実施(予定: 8 月)  
(参考) H28 教育データを公表した市町村・学校組合 15  
公表しなかった市町村・学校組合 20

**C** **A** 課題 (●) と今後の取組みの方向性 (→)

取組み①

- 関連行事の実施や公募による啓発ポスターの作成、さまざまな広報等により、教育関係者を中心に、教育の日の周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は、まだまだ高くないと思われる。
- SNS を活用した情報発信や社会教育関係団体と連携した周知等にも積極的に取り組む。

第 2 期高知県教育振興基本  
計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
教育の日関連行事の実施件数 (市町村)	504 件		530 件以上
教育データを市町村広報誌等に公表した市町村数	15		全市町村 (学校組合立含む)



基本方向 5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (1)

南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進

対策の概要

学校施設等の耐震化の促進や子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害に備えた取組を一層推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策も含めて取り組みます。

取り組み②

子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理能力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 学校等の耐震化等の促進
  - ＜県立学校＞
    - ・コンクリートブロック塀の改修 (対策が必要な学校 36 校)
      - H28 : 工事 1 校、設計 5 校 完了
      - H29 : 工事 17 校、設計 20 校 予定 (うち設計 1 校発注済)
    - ・学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策 (対策が必要な学校 45 校)
      - H28 : 調査 5 校 完了
      - H29 : 調査 21 校、設計 5 校 予定 (発注準備中)
  - ＜保育所・幼稚園等＞
    - ・窓ガラス飛散防止対策の早期実施を要請 (未整備園 9 園)
    - ・本年度実施予定者へ実施計画を確認 5 園 6 棟 (うち県補助 1 棟)
- イ 学校等の高台移転のための財政支援
  - ＜保育所・幼稚園等＞
    - ・本年度実施予定者の支援 6 園 (事業着手済 3 園)
    - ・移転を検討している市町村の情報収集

取り組み②

- ア 高知県安全教育プログラムに基づく防災教育の推進
  - ・防災の授業及び避難訓練の計画的かつ確実な実施
    - ※防災の授業 : 全学年年間 5 時間以上 (小中学校)、3 時間以上 (高等学校)
    - ※避難訓練 : 緊急地震速報の活用等様々な設定での訓練を年間 3 回以上
  - ・市町村教育長会議、校長会議等で、防災教育の徹底について実施を依頼 (4 月) 年間実施予定回数調査 (5 月実施、集計中)
  - ・学校や教職員の危機管理能力及び防災力の向上
    - 実践的防災教育推進事業における拠点校訪問 (事業説明、取組計画への指導助言)
      - 5 月開始 7 校延べ 11 回訪問 (5 月末時点)
      - 防災キャンプ推進事業実施校の実施計画確認 (5 月)
      - 学校防災アドバイザーの派遣開始 6 月開始 62 回派遣予定
      - ※学校防災アドバイザー : 大学教授等 16 名 防災講話や避難訓練等への助言
    - 「高知県高校生津波サミット」開催による高校生防災リーダーの育成
      - 参加校の決定 (5 月) 16 校
      - 学習会の実施 6/11

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 県立学校で実施しているコンクリートブロック塀の改修は、市町村が設置している公立小・中学校等についても同様の対策が必要である。
  - 県立学校における対策状況を市町村へ情報提供し、市町村における対策を促す。
- 学校体育館の避難所機能維持対策として、県が進めている県立学校の非構造部材等の対策は、市町村が設置している公立小・中学校等についても同様の対策が必要である。
  - 県立学校における調査結果や対策に要する経費の見込みなどを、市町村に情報提供していく。また、国の補助制度や財政措置の動向を踏まえつつ、市町村への支援策を検討する。
- 市町村や法人等の財政事情や児童数の減少に伴う統廃合及び高台への移転を併せて検討しているため、耐震化が進みにくい状況にある。
  - 耐震診断や国の直接補助制度等を活用した耐震化の支援を行う。また、耐震診断、耐震化について未実施の施設がある市町村に対しては早期の実施を要請していく。

取り組み②

- 防災の授業及び避難訓練の実施率については、平成 28 年度はどの校種とも 100%であった。今後は、100%の実施率を継続するとともに、各校の実践内容を充実させていく必要がある。
  - 防災教育研修会等での研修内容を充実させる。また、防災教育研修会等での学びを教職員で共有し、防災教育及び防災管理に反映するよう指導支援を行う。
- 昨年度開催された「『世界津波の日』高校生サミット in 黒潮町」の成果を一過性のものにせず、サミットで採択された「黒潮宣言」の趣旨を具現化していく必要がある。現状では、県内高校生の防災意識や主体的な防災活動に温度差がみられる。
  - 「高知県高校生津波サミット」での学習や被災地訪問により、防災の知見や防災意識を高めるとともに、学校間の交流を図ることで活動内容を充実させていく。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校施設等の耐震化率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保・幼等 : 87.5%</li> <li>・公立小・中 : 97.8%</li> <li>・公立高・特支 : 99.7%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保・幼等 : 100%</li> <li>・公立小・中 : 100%</li> <li>・公立高・特支 : 100%</li> </ul>
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小 : 100.0%</li> <li>・中 : 100.0%</li> <li>・高 : 100.0%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小 : 100%</li> <li>・中 : 100%</li> <li>・高 : 100%</li> </ul>

基本方向 5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (2)

教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編の推進

対策の概要

平成 26 年 10 月に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。  
また、特別支援教育については、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、学校の在り方を明確にし、教育活動の中に主体的・対話的で深い学びの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。  
また、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 各県立高等学校の特色を生かした取組の充実
  - ・ 21 ハイスクールプラン（魅力ある学校づくりの推進、資格取得の推進）  
活用校数：36 校
  - ・ 遠隔教育の普及  
検討会議及び調査研究校研修会の実施（6/13）  
大規模校と小規模校の連携（岡豊高等学校と嶺北高等学校）（平成 29 年度から）  
小規模校間の連携（窪川高等学校と四万十高等学校）  
本校による分校の支援（高知追手前高等学校と吾北分校）
  - ・ グローバル教育  
グローバル教育プログラム（探究型学習と英語教育）の計画  
（高知南中学校・高等学校）  
SGH 事業の計画（高知西高等学校）  
国際バカロレア候補校申請に向けた計画  
（H30 高知国際中学校開校 H33 高知国際高等学校開校）
- イ 統合校における教育内容の充実と施設設備の整備の推進
  - <高知国際中学校・高等学校>
    - ・ 体験セミナーの実施（5/28）  
参加者：児童（小6）と保護者 40 組
    - ・ 第 1 回県立学校統合校校章等選考委員会の実施（5/25）
    - ・ 新校舎建築主体工事（H28.12～H30.3）
  - <須崎総合高等学校>
    - ・ 学校パンフレット発行（6月）
    - ・ 第 1 回県立学校統合校校章等選考委員会の実施（5/25）
    - ・ プール本体改修工事（H29.3～H29.5）
    - ・ 先行解体工事（H29.3～H29.8）

C A 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 各県立高等学校の特色を生かした取組の一層の充実を図る必要がある。
  - 遠隔教育における主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れた授業を確立するとともに、単位認定に向けた取組を実施する。
  - グローバル教育プログラム（探究型学習と英語教育）を実践し、その成果を事例集や授業実践例を通じて県内の県立中学校、高等学校に普及する。
  - SGH 運営指導委員会を年 2 回、グローバル教育推進委員会を年 3 回開催し、取組の改善・充実を図る。
  - 県立高等学校再編振興計画に基づいて、「前期実施計画」の検証を行い、今後の県立高等学校の再編・振興を実現するための具体的な「後期実施計画」策定に向けた検討を行う。
- 統合校における教育内容等について、小学生、中学生及びその保護者等への周知を図る必要がある。
  - 学校パンフレット、リーフレットの発行や小学生、中学生及びその保護者、教員等に対して教育内容等の周知を図るため学校説明会を実施する。
  - 「校章候補」デザイン募集、「制服候補」についての広報を積極的に行う。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み②

病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み②

ア 病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進

<病弱特別支援学校の教育内容の充実に向けた取組>

- ・病弱特別支援学校内に、移転準備室及び教育課程検討委員会を設置し移転に向けた取組を推進する

※移転準備室設置済

教育課程検討委員会については、第1回の会を6月中旬に開催予定

- ・ICT機器を活用した授業改善について研究を行う

※ICT支援員を活用し、研究を進める

(5月派遣回数：6回、6月派遣予定：8回)

- ・病弱特別支援学校のセンター的機能の一つとして、発達障害等の児童生徒への支援の充実を図るため、学校内に地域支援室を設置するとともに、発達障害に関する専門性の向上のための研修を実施する

※地域支援室の担当教員が中心となり、外部講師を招聘し学校全体での研修を実施する

- ・国の入院児童生徒等への教育保障体制整備事業を活用し、入院及び自宅療養中等の児童生徒に対する教育支援体制の整備（支援籍等）を行うとともに、教育内容の充実を図る

※平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備に関する運営協議会の第1回を6月19日に実施予定

<移転後の学校及び寄宿舎等の施設設備の推進>

- ・移転先校舎の基本設計及び実施設計を進める

※基本設計に関する業者との打ち合わせ会の実施（4/14、5/8、5/22）

【特別支援教育課、建築課、病弱特別支援学校管理職等担当者、業者】

- ・移転先の寄宿舎の実施設計を進める

※学校・保護者への説明会を実施（盲学校：4/7）

**C A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み②

- 再編振興計画を着実に実施するため、関係する特別支援学校（高知江の口養護学校、同高知大学医学部附属病院分校、盲学校、高知若草養護学校国立高知病院分校）の教職員・保護者等に進捗状況等を説明し、意見を聞きながらスムーズに進める必要がある。

→関係する特別支援学校の学校長と連携しながら、必要な時期に説明会等を実施する。

- 新校舎の建築にあたり、地域住民の理解を得る必要がある。

→校舎移転先の地域住民に、6月中に説明会を実施する。

- 移転先の寄宿舎の建築に向けて具体化を図る必要がある。

→移転先の敷地内にある盲学校寄宿舎の改修と併せて進める必要があり、盲学校及び高知江の口養護学校の職員や保護者からの意見を聞きながら計画を進める。

- 支援籍（副籍）の実施に向けて研究を進める必要がある。

→第1回入院児童生徒等への教育保障体制整備に関する運営協議会において、研究方法等について検討する予定。

- 高知大学医学部附属病院分校・国立高知病院分校が訪問教育を担当することを見据え、教育環境を補い授業の充実を図るために、タブレット等のICT機器の活用の充実を図る必要がある。

→両分校に国の事業を活用し、ICT機器の充実を図るとともに、ICT支援員を活用し教育内容の充実に向けた研究を進める。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

※計画における指標の設定なし

対策の概要

保幼小連携の取組の促進や、生徒指導の充実を図るための小・中学校合同の取組、発達障害等のある子どもの校種間での支援・指導の引き継ぎの徹底、校種間の人事交流など、各校種間の連携・協働に向けた取組を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

各市町村における保幼小連携の取組を促進するため、モデルとなる県版保幼小接続期実践プランを作成します。その上で、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象とした説明会を開催するなど、地域の実態に応じた市町村の接続期実践プランの作成を支援します。

なお、接続期実践プランが完成するまでの間は、小学校と保育所・幼稚園等とが連携・協働して行う研修や交流等がより活発化するよう助言・指導を行います。【再掲】

取り組み②

モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を9年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。【再掲】

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 県版保幼小接続期実践プランの作成

・ワーキングの設置

委員：小中学校課、教育事務所（保幼小連携担当：各1名）、幼保支援課  
保育所経験者、幼稚園経験者

助言者：県外学識経験者（2名）、県外先進市教育委員会担当者（1名）

・ワーキングの実施

5/10 第1回（月1回実施予定）

イ 市町村の接続期実践プランの作成支援

・実践プラン作成に関する説明会の開催予定（3会場）

11/20 安芸市、11/27 黒潮町、11/30 高知市

・市町村における実践プラン作成の支援

5/16 須崎市

ウ 保幼小交流活動等の活発化のための助言・指導

・市町村支援：1回（芸西村）

取り組み②

ア 指定校区における生徒指導の実践研究

・5中学校区指定

・定期的な小中連携推進会議（各校区年6～12回）、合同研修会・授業研修会（各校区年3回）、合同支援会議（各校区年3回）の実施状況

中学校区	推進会議	合同研修	授業研修	合同支援会議
香我美	2	1	1	
三里	2	1		1
安芸	2			
佐川	2	1		1
須崎	1	1		1

※数値は5月末時点での開催回数

・推進リーダーの配置（各指定校区2名：中学校1名、小学校1名）

・推進リーダー会議及び学校支援会議の実施（リーダー会議年3回、学校支援会議1回開催予定）

第1回リーダー会議（4/20）

・児童生徒の自尊感情、自己有用感の向上（アンケート調査；5月、11月）

イ 研究成果の普及

・公開授業研修会の実施

香我美中校区（11/22）、三里中校区（11/28）実施予定

・生徒指導主事（担当者）会において、指定校区の取組紹介や実践発表の実施

生徒指導担当者会（5/11,12 参加者数 230名）、生徒指導主事会（5/23 参加者数 153名）において、所管説明で取組紹介及び指定校の実践をまとめたリーフレットを配付

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

●就学前と小学校において、子どもの発達や学びについての共通理解が十分でない。

→高知県版保幼小接続期実践プランを作成後、市町村教育委員会の調整のもと、校区単位で各保育所・幼稚園・小学校等が協働して地域の実態に合わせた実践プランを作成していく。

取り組み②

●教員主導の取組が多く、取組内容や方法を話し合う活動や主体的な活動にまで発展させることができていないことがある。

→児童生徒の自己有用感、自己存在感の向上と社会性の醸成を図るために、現在ある学校行事や体験活動を小・中学校での異学年交流活動として工夫・改善するための支援を行う。また、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育てるために、学級活動での話し合い活動を充実させる手立てを考える研修を設ける。

●生徒指導主事（担当者）会において、指定校で実践している取組を自校に生かし、実践するための研修内容を組んできたが、開発的な生徒指導として組織的に実践するに至っていない学校がある。

→生徒指導主事（担当者）地区別研修会において、生徒指導主事（担当者）による自校での伝達研修の実施状況や、取組を自校に生かすための協議の実施状況について確認を行う。また、生徒指導主事（担当者）のPDCAサイクルに基づく実践力の向上及びミドルリーダーとしての自覚を深めるために、組織マネジメントに関する研修内容を盛り込む。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み③**

配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。【再掲】

**取り組み④**

発達障害等のある子どもに対し、就学前から高等学校卒業まで計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

**取り組み⑤**

各市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する校種間の連携を推進するための取組を教育版「地域アクションプラン」に位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

**取り組み⑥**

教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み③**

- ア 生徒指導担当者・生徒指導主事を対象とする研修の実施
  - ・ 小学校生徒指導担当者会全体会の実施 (2会場: 5/11,5/12)
  - 研修内容: 「いじめ問題についての考え方・組織的な支援※」
  - 「開発的な生徒指導の取組の充実※」
  - 「児童が自主的に考えたり、議論したりすることができる活動の実践」
  - ※校内支援体制の充実、組織的に支援をつなぐための「支援シート」の活用について方法等を周知
  - ※肯定的な二者面談の実施、映像を活用した規範づくりの実践紹介
- ・ 中学校生徒指導主事会全体会の実施 (5/23)
- 研修内容: 「いじめ問題の早期発見、早期対応について」
- 「開発的な生徒指導の取組の充実」
- 「中1ギャップ解消に向けた取組」
- ・ 小・中連携の推進に向けた合同研修の実施 (3会場 10月実施実施予定)

**取り組み④**

- ア 校種間の引き継ぎの充実・強化
  - ・ H28年度末の引き継ぎシートの作成・活用状況について聞き取り調査を実施中
  - ・ 中学校区における校種間の引き継ぎを強化するため、特別支援教育学校コーディネーターを集めて引き継ぎシート等の活用について確認を行う予定
  - 中学校区特別支援教育学校コーディネーター研修会 (5月～ 40中学校で実施)
  - 公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会 (5/30)

**取り組み⑤**

- ア 各市町村の自主的・主体的な取組に対する人的支援
  - ・ 地教連担当指導主事 (各教育事務所に計4名) による事業内容への積極的な助言・協力の実施 (年度内に計3回を予定している進捗状況の確認時に主に実施)
- イ 各市町村の自主的・主体的な取組に対する財政的支援
  - ・ 35市町村 (学校組合) 2団体が94事業を実施
  - ・ 補助金交付決定額 159,406千円

**取り組み⑥**

- ア 校種間の人事交流の推進
  - ・ 高等学校・特別支援学校間の人事交流の実施数

	H27	H28	H29
高→特	9	11	8
特→高	6	11	9

・ H29.3月末人事異動による小学校・中学校・義務教育学校・県立高校・特別支援学校間の交流総数: 143人

**C A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

**取り組み③**

- 管理職や生徒指導主事 (担当者) を中心とした小中連携の取組が十分行われている学校の割合がまだ低いことから、小・中学校9年間で目指す子どもの姿を共有した上で、開発的な生徒指導の取組を進める必要がある。
- 10月に行う、小中合同での生徒指導担当者・生徒指導主事会までに、中学校の生徒指導主事が校区の小学校を訪問し、児童生徒の情報共有を行う等つながっておくことを周知するとともに、小・中学校が規律や学習のルールを統一するなどの行動連携の取組や、児童生徒主体の取組をPDCAサイクルで進めるよう研修の強化を図る。

**取り組み④**

- 引き継ぎシート・個別の指導計画作成について、支援を必要としている学校がある。
- 教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターや特別支援教育巡回アドバイザーが、支援を必要としている学校の校内委員会に入り、児童生徒の支援について具体的な助言を行い引き継ぎシート等の作成を支援する。

**取り組み⑤**

- 補助金の交付決定はスムーズに行えているが、今後は効果的な事業が出来ているかを確認していく必要がある。
- 引き続き、各事業の進捗状況及び目標の到達状況等について、地教連担当主事等から適宜適切な助言等を行うこととし、市町村等による取組状況の点検・検証を促す。

**取り組み⑥**

- 小学校及び中学校両方の免許を保有している教員が少なく、交流可能な教員が少ない。
- 平成28年度の公立学校教員採用審査より、小学校及び中学校両方の免許を保有している受審者に対して、審査項目の合計点に10点加点する制度を設けており、今後、複数免許保有者の確保に努める。また、管理職の校種間交流についても、これまで以上に進めていく。
- 高等学校から特別支援学校への交流職員の特別支援免許状の取得にまで至らない場合がある。
- 交流職員が指導面での高い専門性を身に付けられるよう、交流の目的をより明確化し、まずは、交流先の学校の障害種の特別支援免許状取得に向けた支援を強化する。

第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31目標値
接続期実践プランを作成・実践した市町村数【再掲】	9市町		全市町村
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合【再掲】	84.9%		100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した学校の割合【再掲】	・小→中: 62.7% ・中→高: 38.5%		・小→中: 100% ・中→高: 100%

基本方向 5

安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策 (4)

教育の情報化の推進

対策の概要

各学校における情報教育や授業等における ICT の効果的な活用を推進するため、教員の ICT 活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校における LAN システムの再構築等を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み①**  
 教員の ICT 活用能力等を育成するため、初任者研修において対象者全員に、授業における ICT の活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。

**取り組み②**  
 県立高等学校において、災害等から生徒の個人情報を守るとともに、教員の業務負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保するため、教職員が行う成績処理や出席管理、指導要録の作成等の事務的業務を情報システムに集約し電子化する校務支援システムを整備します。

**取り組み③**  
 県立学校の情報通信基盤である校内 LAN 及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムを再構築するなど、学校の ICT 環境の充実に向けた整備を計画的に進めます。

**取り組み④**  
 市町村立学校における校務支援システムの普及に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について研究を行う場を設け、検討を進めます。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み①**  
 ア 初任者を対象とした ICT 活用能力等の育成のための研修の実施  
 ※基礎研修Ⅵにおいて ICT の活用に関する講義・演習を実施予定 (10/12)  
 イ 情報モラル教育実践事例集の活用の推進  
 ・人権教育主任連絡協議会や校内研修にて活用方法を周知  
 小・中学校：中部管内 (5/26 5/30)、西部管内 (6/1)、東部管内 (6/6)  
 高等学校・特別支援学校 (5/1)

**取り組み②**  
 ア 県立高等学校における校務支援システムの整備  
 ・先行導入校 (パイロット校) に平成 27 年度よりシステム導入を図り、平成 28 年度より運用開始  
 ・平成 29 年度より全ての県立中学校及び県立高等学校で本運用開始  
 ・メールによるサポートの充実 (平成 29 年 4 月 1 日～5 月 25 日までの間に 681 件)

**取り組み③**  
 ア 県立学校における校内 LAN 及び基幹情報システムの再構築  
 ・県立学校の基幹情報システムである県立学校 LAN システムの再構築 (平成 29 年 3 月完了)  
 ・自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に伴う県立学校の情報セキュリティ強化により平成 29 年 7 月までに校務系ネットワークと学習系ネットワークを分割し、万全の個人情報保護対策を実施 (5 月末現在、20 校のネットワーク切替完了)  
 ・平成 29 年 7 月までに学習系ネットワークに接続する 2in1PC 及び職員室無線 LAN を新たに整備。授業での活用を促進し、将来的な普通教室への無線 LAN 整備の起点とする (5 月末現在、33 校の無線 LAN 整備完了)

**取り組み④**  
 ア 市町村立学校への校務支援システム導入の検討  
 ・市町村教育長会議 (4/19) にて県教委より県内全ての市町村を構成員とする校務システムの導入に係る研究会の設置について提案し、概ね了承された

**C A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

**取り組み①**  
 ●昨年度までの研修は、知識的側面の理解は深まっているが、具体の事例提示ができておらず、実践的な研修には至っていない状況である。  
 →10 月の研修実施に向けて中央研修等に指導主事を派遣し、実践事例の収集を行うとともに、ICT 機器を使用した実践的な研修内容を検討する。

**取り組み②**  
 ●今年度から運用を開始した学校についても概ね順調にデータの入力作業等が進行しているが、トラブルが発生しないか注視する必要がある。  
 →サポートが必要な学校には個別に指導主事が出向き、支援実施。  
 →引き続き、円滑な運用ができるようサポートを継続。

**取り組み③**  
 ●ネットワーク切替作業において、校務系ネットワークについては、上位の県庁ネットワークとの接続にトラブル発生。  
 →県教育委員会事務局、知事部局、関係ベンダーにおいて再調整を行い、上位ネットワーク側との接続ほぼ完了。

●学校での新規導入端末のセットアップ及び既存端末のリカバリ作業に学校側の負担増。  
 →県教育委員会事務局から人的支援を行い、学校現場の負担軽減と作業のスピードアップを図る。

**取り組み④**  
 ●各市町村との協議を通して、県内市町村の校務支援システムの導入に係るニーズは非常に高いことが分かり、検討を加速化していく必要がある。  
 →研究会を早期に開催するとともに、早期に導入に向けた具体的な協議フェーズへと移行する。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
県立中・高等学校における統合型校務支援システムの整備率	・県立中：100.0% ・県立高：100.0%		100%

対策の概要

学校経営の健全性を高め、教育環境の維持・向上を図るための支援を行うとともに、教育の国際化やキャリア教育の推進など社会の変化に応じた教育の改革や児童生徒の学力向上、教員の指導力向上、個別支援が必要な生徒への対応など学校が抱える課題を解決し教育力を強化しようとする取組を支援します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取組み

取組み①

本県の学校教育における私立学校の果たす役割に鑑み、学校経営の健全性を高め、教育環境の維持・向上を図るため、運営費に対する助成を行います。

取組み②

私立学校の教育力強化や教育課題の解決を図るため、特色ある学校づくりに対する助成を行います。

取組み③

学校の防災機能・安全機能の強化を図り、児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、耐震補強や学校施設の整備に対する助成を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取組み状況

取組み①

(1) 運営費に対する助成

○私立学校運営費補助金 (S51~)

H28 年度補助実績 3,147,478 千円 (9 法人)

○私立特別支援学校運営費補助金 (S51~)

H28 年度補助実績 57,175 千円 (1 法人)

取組み②

(1) 特色ある学校作りに対する助成

○教育力強化推進事業費補助金

・教育力強化推進事業 (H22~)

H28 年度補助実績 74,722 千円 (10 法人)

・教育改革推進事業 (H11~)

H28 年度補助実績 35,876 千円 (10 法人)

取組み③

(1) 耐震補強や学校施設の設備に対する助成

○私立学校耐震化促進事業費補助金 (H20~)

H28 年度補助実績 22,478 千円 (2 施設 1 法人)

\* 国庫補助事業の上乗せ補助

○私立学校施設耐震対策支援事業費補助金 (H15~)

H28 年度補助実績 2,616 千円 (2 施設 1 法人)

**C** **A** 課題 (●) と今後の取組みの方向性 (→)

取組み①~③

→ 継続して私立学校に対する助成を実施する。

基本方向 6 私立学校の振興を図る

対策 (2)

私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担の軽減

## 対策の概要

経済的に厳しい環境の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、経済的負担の軽減を図ります。

## P 大綱に位置付けられた主な取り組み

## 取り組み①

全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てる高等学校等就学支援金や、教科書、教材費など授業料以外の教育費に充てる高校生等奨学給付金の支給を行います。

## 取り組み②

児童生徒の修学機会を確保するため、授業料の軽減措置を行う私立学校に対し助成を行います。

## D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

## 取り組み①

(1) 高等学校等就学支援金等の支給

○私立高等学校就学支援金 (S22～)

H28 年度補助実績 784,460 千円

対象者数 4,361 人

○私立高校生等奨学給付金 (H26～)

H28 年度給付実績 57,322 千円

対象者数 671 人

## 取り組み②

(1) 授業料の軽減措置を行う私立学校に対する助成

○私立学校授業料減免補助金 (H12～)

H28 年度補助実績 108,854 千円

対象者数 1,471 人

○私立中学校等修学支援実証事業費補助金 (H29～)

## C A 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

## 取り組み①、②

→ 継続して助成を実施する。



## 対策の概要

地方では、産業集積が進んでいる都市部と異なり、自社で技術的な研究を進める大手企業が少なく、新たな技術開発等を行っていくためには、大学が有する研究開発力を活用するなど、知の集積が極めて重要です。このため、産学官民連携センターを核として、県内外の産学官民の交流と連携を更に深め、イノベーションの創出を図ります。また、地域のニーズに応える人材育成を行うとともに、大学における「地(知)の拠点」機能の充実・強化を図り、産業の振興や地域課題の解決に、地域住民、NPO、県や市町村などと連携・協働して取り組む活動を積極的に推進します。

## P 大綱に位置付けられた主な取り組み

## 取り組み①

産学官民連携センターを核として、県内のみならず、県外からもより多くの人材や知恵を呼び込み、テーマごとのワークショップやさまざまな講座を開催するなど、産学官民の交流の機会を積極的に設けます。また、この交流の中で生まれたさまざまなアイデアを、県内外の大学等の知恵やノウハウを活用し具体的な事業プランとして磨き上げていくことにより、新たな事業展開へとつなげていきます。

## 取り組み②

大学の学生や教員が積極的に地域に入り、住民、NPO、県や市町村の職員などと連携することで、地域とのつながりを深め、産業振興の取組をはじめ、健康長寿県づくり、中山間地域対策、南海トラフ地震対策など、地域における課題の解決や活性化に協働で取り組む活動を積極的に推進します。

## D 平成29年度 これまでの取り組み状況

## 取り組み①

県内の企業、高等教育機関及び地域の方々等のアイデア、シーズ及びニーズをビジネスにつなげるとともに、県内でのイノベーションを創出させるため、次の取り組みを行います。

- ア 産学官民連携に関する相談窓口をココブラに常設し、様々な相談に対応
  - ・相談窓口の設置(月～金、8:30～17:15)
  - ・事業創出アドバイザーの委嘱(3名)
- イ 県内外の企業や高等教育機関等の英知を結集し、県内でのイノベーションの創出を図るため、産学官民がともに学び合い、交流する場として、連続講座やワークショップ等を開催
  - ・シーズ・研究内容紹介 (5/17、5/31、6/7 開催 H28; 全31回開催、608名)
  - ・経営者トーク(5/19 開催 H28; 全9回開催、300名)
  - ・ビジネストレンドセミナー (5/16 開催 H28; フューチャーセミナーとして全5回開催、259名)
  - ・連続講座(順次開催 H28; 全4講座、81名)
- ウ 知の拠点、交流の拠点から生まれたアイデア等の事業化に向けたココブラビジネスチャレンジサポート等による支援
  - ・ココブラビジネスチャレンジサポート (16件着手 H28; 26件着手)

## 取り組み②

県立大学における域学共生の取組 (H29)

## (地域学実習 I)

県内の24地域で1～3回生338名が実習

## (実習テーマ)

- ・減災・防災・震災復興に向けた「未災地ツアー」(高知市)
- ・高知県のこどもの貧困と支援活動の現状を知る(高知市)
- ・過疎地域で若者の仕事について考える(橋原町)

など

## (地域学実習 II)

県内の各地域で2・3回生350名が実習

## (実習テーマ)

- ・地区運動会による地域活性化(高知市・香美市・佐川町)
- ・地域で行っている味噌づくりを調査するとともに承継し、地域活動への波及効果を明らかにする(佐川町)
- ・障がい者スポーツを通して地域社会における必要な障がい者の理解を促進し、障がい者の社会参加の場について考える機会を提供する(高知市)

など

## (立志社中)

平成29年度の「立志社中」プロジェクトに採択されたチームの学生が県内地域で地域活動に参画

## C A 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

## 取り組み①

●産学官民の交流と連携の更なる促進のため、各セミナーや講座への参加者を確保することが肝要。

また、セミナーや講座等において出てきたビジネスアイデアやプランを、ココブラビジネスチャレンジサポート等を活用して、事業化に向けた支援を継続的に行っていくことが重要。

→広報方法の見直しを行うとともに、積極的な広報活動を継続的に行う。

また、セミナーや講座の後、サポートが必要な案件についてはココブラビジネスチャレンジサポートの活用や関係機関へ繋ぐことなどにより、事業化に向けた支援を実施。

## 取り組み②

→県立大学では平成27年度から域学共生の取組をスタートしており、引き続き、地域の課題解決や活性化に向けて、県や市町村をはじめとする関係機関との連携強化を図りながら、学生と教員が地域に入り、地域とのつながりを深める活動を一層推進していく。

基本方向7 社会の期待に応えるため大学の魅力を高める

対策(2)

「学び続ける」社会の実現に向けた学び直しの機能の強化

## 対策の概要

誰もが学び続け、夢や志に挑戦できる社会の実現に向け、大学における学び直しの機能を拡充し、社会人の学びを支援します。また、地域や産業を支える人づくりに向け、起業を目指す人材養成のためのビジネス研修をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの充実・強化を図ります。

## P 大綱に位置付けられた主な取り組み

## 取り組み①

「夜間主コース」の設置や社会人入試制度の導入により、働きながら学べる機能を拡充するとともに、公開講座や県民開放授業の開催、履修証明プログラム、科目等履修制度の充実によって、社会人のニーズに応じた多様な学習プログラムを提供するなど、大学における生涯学習、社会人教育の機能の更なる充実・強化を図ります。

## 取り組み②

産学官民連携センターにおいて、ビジネスの基礎から応用・実践力まで、受講者のニーズやレベルに応じて体系的に身に付けられる産学官民連携によるビジネス研修「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)」の充実・強化を図ります。

## D 平成29年度 これまでの取り組み状況

## 取り組み①

高知県立大学文化学部夜間主コースの入学者の状況

H29年度	定員	入学者数
推薦	10人	4人
社会人	20人	26人
3年時編入	3人	4人
合計	33人	34人

## 公開講座等の開催状況 (H28)

高知県立大学： 4,140人 (受講者延べ人数)

高知工科大学： 547人 (受講者延べ人数)

## 取り組み②

ア 2017土佐MBAオープンアカデミーを開催し、広くPR (4/15)

イ 本科・実科の各講座の募集開始 (4月～)

ウ 各講座の開講

・経営戦略コース (5/26～) ・マーケティング・商品開発コース (6/6～)

・会計・財務戦略コース (6/3～) ・スキルアップセミナー (5/30～)

・ビジネストレンドセミナー (5/16～) ・エグゼクティブコース (6/15～)

・目指せ！弥太郎商人塾・地域版 (5/17、24) ・MBAアドバンス (6/29～)

・高知コ・クリエーションベース (6/24～)

## &lt;H29バージョンアップのポイント&gt;

○カリキュラム構成を見直して、「本科」「実科」「専科」の3科構成としました。

○本科では、1講義から受講できる自由度を保ちつつ、テーマごとにコース分けし、コース全体を監修する講師を置くことで、より体系的に学べるようにしました。

○企業や、これから事業を始めようとする方に不可欠な事業戦略策定を学びの面からサポートするため、経営戦略コースを充実させました。

・学術的な内容から実践的な内容まで網羅

・すぐに実務に使えるよう演習も実施するとともに、視野を広げられるよう最新の理論や考え方も紹介

・地域の中小企業から大企業までさまざまな企業の事例を紹介

・産業振興センターの事業戦略策定とリンクさせるため、同センターの事業戦略アドバイザーが経営戦略コース監修者を兼任

○講座開催会場(高知市内)での受講が難しい方のための受講方法である、「ネット受講」や、テレビ会議システムを活用した「サテライトプラットフォーム」の仕組みを強化し、利便性をより向上させました。

◆受講者数 H28実績(延べ)3,006人

H29目標(延べ)3,000人

## C(A) 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

## 取り組み①

→引き続き、県立大学文化学部の夜間主コースの入学定員の確保に努めるとともに、より社会人のニーズに応じた多様な学習プログラムを提供するなど、大学における生涯学習、社会人教育の機能の更なる充実・強化を図る。

## 取り組み②

- 講座対象者の状況に応じた適切な、より一層の周知と受講者の掘り起こし
- サテライトプラットフォームの企業・団体等単位での利用促進

対策の概要

若者の県外流出を防止し、地域活性化の中心となる「ひと」の地方への集積を図るため、県内高校から県内大学への進学者を増やすとともに、県内大学卒業者の県内就職を促進します。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県内高校生の進学先の拡充を目的とする高知県立大学文化学部の拡充※1や、高知工科大学経済・マネジメント学群の設置※2を機に、県内大学への地元出身入学者を更に増やすとともに、県外からの学生も呼び込むことを目指します。このため、高等学校との連携を一層強化するとともに、大学のオープンキャンパスや出前講座等の広報により県内大学の先進的な教育活動等を積極的に発信します。

※1 高知県立大学文化学部の入学定員

【(～H26) 80人 → (H27～) 150人】

※2 高知工科大学経済・マネジメント学群の入学定員 (H26 まではマネジメント学部)

【(～H26) 100人 → (H27～) 160人】

取り組み②

県内大学卒業者の県内就職を促進するため、県内企業に限定した就職セミナーの開催や県内企業に関する就職情報の発信等を行うとともに、高知大学、高知県立大学、高知工科大学、高知学園短期大学及び高知工業高等専門学校等の県内5つの高等教育機関と、産業界、県等が連携・協働し、地域の雇用創出や大学生等の地元就職率の向上に取り組めます。

D 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

高知県立大学文化学部(夜間主コースを除く)及び高知工科大学経済・マネジメント学群の入学者の状況

H29年度	定員	入学者数
県立大文化学部(夜間主コース除く)	120人	127人(41人)
工科大経済・マネジメント学群	160人	173人(65人)
合計	280人	300人(106人)

※( )内は、県内出身者数

取り組み②

高知県立大学及び高知工科大学は、県内企業に限定した就職セミナーを実施している。

<開催実績(H28)>

高知県立大 14回(参加延べ人数59人)

高知工科大 3回(参加延べ人数172人)

<県内高等教育機関の地元就職率>

	H28	H27
高知大	29.3%	26.7%
高知県立大	39.6%	37.2%
高知工科大	19.8%	15.0%
高知学園短大	86.1%	81.9%
高知高専	10.0%	11.9%

C A 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

→引き続き、県内高校との連携を強化するなど、県内高校からの進学者増加に取り組む。

取り組み②

→今後も県内企業に限定した就職セミナーを開催し、学生に向けて、県内企業に関する就職状況等を積極的に発信していくと同時に、県内5つの高等教育機関と、産業界、県等が連携・協働して地域の雇用創出や大学生等の地元就職率の向上に取り組んでいく。

基本方向 8

生涯にわたって学び続ける環境をつくる

対策 (1)

生涯学習の推進体制の再構築

対策の概要

現に社会教育を担っている関係者の持てる力を十分に生かしていただけるよう努めるとともに、これまで必ずしも社会教育に携わってこなかった人材の掘り起こしも図ることにより、生涯学習の推進体制を再構築していきます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修を充実させるとともに、社会教育の指導的立場にある社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。

また、PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動を支援するとともに、社会教育関係団体が多様な実践事例に学ぶ機会として交流会を開催することなどにより、関係者の輪を広げます。

取り組み②

県民の多様な生涯学習ニーズに対し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、生涯学習機関のネットワーク化を図ることにより、各市町村が行う生涯学習講座の総合的な情報提供などを行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 社会教育関係者の専門的な資質・能力向上のための研修の充実
  - ・市町村社会教育担当者の研修会の開催
    - 5/30 第 1 回研修会 (初任者及び経験の浅い担当者)
    - 9/15 第 2 回研修会 (社会教育担当者及び人権教育担当者)
    - 1/12 第 3 回研修会 (市町村社会教育担当者の実践交流)
- イ 社会教育主事の養成の推進
  - 7/31~8/25 四国地区大学社会教育主事講習への派遣
    - H28 : 4 名派遣 (H29 市町村教育委員会の社会教育主事の配置 19 名(12 市町村))
- ウ PTA をはじめとする社会教育関係団体の活動支援
  - ・協議会、研究大会の企画等に対する助言・指導及び事務支援
    - 5/9 保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会
    - 7/9 高知県 PTA 研究大会
    - 5/19 中国・四国地区公民館連絡協議会定期会開催
    - 10/19~20 第 39 回全国公民館研究集会高知県大会開催
      - 兼第 40 回中国・四国地区公民館研究集会高知大会の開催
    - 県公民館連絡協議会研修会の開催
    - 県社会教育連絡協議会研修会の開催
- エ 社会教育関係団体が実践事例に学ぶ交流会の開催による関係者の輪の拡大
  - ・社会教育実践交流会実行委員会の開催 (全 4 回)
    - 6/13 第 1 回実行委員会の開催
    - 1/27 社会教育実践交流会の開催

取り組み②

- ア 生涯学習機関のネットワーク化による各市町村が行う生涯学習講座の総合的な情報提供
  - ・NPO 法人高知県生涯学習支援センターに、生涯学習に関する各種講座の情報提供や相談業務、視聴覚ライブラリーの管理等を委託 (4/1) のうえ実施
  - ・市町村における生涯学習に関する各種講座等の実施予定調査実施 (4/19)
  - ・NPO 法人高知県生涯学習支援センターの情報発信用のホームページを改築中

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 市町村社会教育担当者が研修会や講習を通じ、社会教育の基礎知識を習得するとともに、各地域で社会教育を活性化していく推進力を身に付けることが必要である。
  - 社会教育主事等研修の内容を充実し、担当者の参加を促進する。
  - 高知大学が開催する四国地区大学社会教育主事講習の受講者確保に向け、市町村に要請活動を行う。
- 活動の活性化に向けて、各団体が自らの強みや課題を共有し、より良い活動につなげていくための交流の機会づくりをさらに進めていく必要がある。
  - 各団体への助成を通じ、活動の活性化や研修の機会づくりを支援していく。
- 社会教育団体の代表者による実行委員会が、企画・運営を主体的に担う方式で社会教育実践交流会を開催し、参加者本位の交流を促進する。

取り組み②

- 県民の様々なニーズに対応し、民間も含めた多様な生涯学習の情報を一元的に提供する仕組みを整える必要がある。
  - 市町村等が行う生涯学習講座のほか、県や様々な民間団体が開催する講座の情報を集約し、生涯学習の情報を総合的に発信する仕組みを構築していく (生涯学習関係の新たなホームページの構築に向け、教育委員会以外の講座の実施状況や県外の取組などの情報収集活動を継続する)。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
県・市町村教育委員会及び公民館 (類似施設含む) における社会教育学級・講座数 (教育委員会所管分)	4,810		5,000 以上

基本方向 8

生涯にわたって学び続ける環境をつくる

対策 (2)

新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

対策の概要

「新図書館等複合施設整備基本計画」で示された新図書館が担うべき機能や役割が十分に発揮できるよう、関係機関と協力・連携しながら、サービスの充実・強化に取り組みます。  
また、県内の図書館の利用拡大に向け、遠方からでも市町村立図書館等を通じて県立図書館の本を利用できることや、一般的には購入が難しい高額な専門図書やデータベースが利用できることなど、県立図書館が実施しているサービスについて周知を図ります。併せて、県民がそれぞれの地域で、読書をし、役立つ情報が得られる環境を整えていくため、市町村立図書館等の充実・強化に向けた支援を行います。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能の充実に向け、研修等の充実による司書の専門性の向上や専門機関との関係づくりなどに取り組みます。また、データベースや電子書籍の提供など新図書館で行うサービスを開館前から実施します。

取り組み②

ホームページ等を活用した情報発信や出前図書館等を通じて県立図書館の提供するサービスの周知を図ります。また、市町村立図書館等への協力貸出や市町村職員を対象とした研修を実施することなどにより、市町村立図書館等に対する支援を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 研修等の充実による司書の専門性の向上
  - ・司書レベルアップ研修 (5/26) 参加者数：県立図書館員 30 名
- イ 課題解決支援機能の充実に向けた専門機関との関係づくり
  - ・専門機関 (ココプラ、こうち企業支援センター、高知県産業振興センター) 訪問、来訪、電話・メールでの打ち合わせ
  - ・連携展示 (行政機関、団体と図書館が連携、館内小展示室等で企画展示を行う) の実施 (2 件)
  - ・関係機関の要望に応じたブックリスト (あるテーマに関する資料 (図書) 情報をリストにしたもの) の作成・提供
- ウ データベースや電子書籍の提供
  - ・データベースの整備：19 種類 (高知新聞データベース、日経テレコン、官報情報検索サービス等) (5 月末現在)
  - ・歴史的資料のデジタル化：108 点
  - ・電子書籍導入に向けたシステム及び提供方法等の検討

取り組み②

- ア ホームページ・出前図書館等を通じた県立図書館提供サービスの周知
  - ・ブログ (一般向け)・メールマガジン (行政支援、県庁職員向け) による情報の発信  
ブログ 14 回、メールマガジン 2 回 (5/24 現在)
  - ・図書館活用講座 (土佐 MBA 専科、1 回予定：対象制限なし) の開催案内と合わせた広報
- イ 市町村立図書館等への協力貸出
  - ・59 団体 4,388 点 (5 月末現在)
  - 市町村立図書館 31 館
    - 図書館未設置市町村の教育委員会等 21 施設
    - 大学等図書館 7 館
- ウ 市町村職員を対象とした研修の実施
  - ・図書館サービス基礎研修：総合編 4/14、郷土資料編 4/28、児童サービス編 5/26
  - ※基礎研修：対象 県市町村図書館 (室) 新任職員、総合編 23 人、郷土資料編 23 人、児童サービス編 19 人)

**C/A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- オーテピア高知図書館の開館に向け、サービス計画に示したサービスを提供するための体制の充実や仕組みづくりが必要である。
  - 開館後の図書館運営、サービス提供の仕方等を意識しながら、県市が連携し開館に向けた様々な準備を着実に実施する。
  - 資料の新陳代謝を図り、役立つ資料を整備する。
  - 訪問や事業の共同実施等により、専門機関との関係の構築・強化に更に取り組む。
- 質の高いサービスを提供するため、さらなる司書の資質向上を図ることが必要である。
  - 県外研修や長期派遣研修に加え、外部の図書館関係者を招聘した研修を行い、資料・情報に精通した専門性の高い司書を育成する。
  - 専門機関等のセミナー・講演会への参加や訪問等により、司書の専門性の向上に取り組む。

取り組み②

- オーテピア高知図書館の開館に向け、レファレンス・サービスや団体貸出、リクエストサービスなど、図書館を有効に使うための周知が課題である。
  - 多様な広報媒体の活用に加え、県内市町村へのオーテピア開館 PR キャラバン (仮称) などの機会を活用した情報発信により、幅広い層に図書館サービスを周知する。
  - オーテピア高知図書館のサービスが県内全域で活用されるよう、市町村広報誌への掲載など市町村と連携した広報を行う。
- 地域の読書環境や情報環境を整えるため、市町村立図書館等のサービス提供体制を整備・充実することが必要である。
  - 市町村立図書館等の整備・充実に向け、機会を捉えて市町村への情報提供を行うなど、引き続き支援を行っていく。
  - 市町村立図書館等においても課題解決型サービスが実施できるよう、様々なテーマの資料の貸出、レファレンスへの協力、連携しての企画展示等を行う。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み③

「高知県子ども読書活動推進計画」及び「図書館振興計画」の策定を通じて、子どもたちの読書習慣の定着や、県民全体の読書環境・情報環境等の一層の充実・活性化を図るための総合的な施策を検討し、推進していきます。

また、子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み③

- ア 高知県子ども読書活動推進計画における施策の推進
  - ・子ども司書養成講座事業に関する市町村及び学校訪問等による周知 (4/7:中土佐町、四万十町, 4/11:香美市、香南市, 4/12:須崎市, 5/2: 香美市、香南市, 5/11:中土佐町、須崎市, 5/15:四万十町)
  - ・子ども読み聞かせ運動の周知 (4/28 私立幼稚園連合会総会、6/4 保育所保護者会連合会総会)
  - ・市町村読書活動推進会における周知・啓発 (5/29:芸西村)
- イ 図書館振興計画の策定
  - ・第 2 回検討委員会に向け、日程調整、WG会実施 (5/18)
- ウ 乳幼児期から本に触れる機会の提供
  - ・ブックスタート応援事業 推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」作成、送付(5/31)
- エ 読書ボランティアの養成
  - ・読書ボランティア養成講座実施委託業務計画依頼 (5/16)

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み③

- 新に策定した第三次子ども読書推進計画の周知・啓発を行うとともに、計画に位置付けた取組を着実に進行する。
- 市町村訪問等により啓発を進めるとともに、新たな取組となる子ども読み聞かせ運動や子ども司書養成事業等に取り組む。(東部 7/1 中部 6/24 西部 6/10)
- 読書環境の厳しい地域において読書活動の推進を図るため読書活動を推進する人材を育成する必要がある。
- 読書ボランティア養成講座の開催により、地域で読書活動推進を行う人材を育成するとともに、読書ボランティアの活動を整理し、学校支援地域本部で人材の活用ができるようにつなげる。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.9 冊 (H27 年度)		4.2 冊以上
市町村への協力貸出冊数	27,218 冊		32,000 冊以上

基本方向 8

生涯にわたって学び続ける環境をつくる

対策 (3)

子どもも大人も学び合う地域づくり

対策の概要

地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくることにより、子どもも大人も学び合う地域づくりを進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

学校支援地域本部や放課後子ども教室に多くの地域住民が参画し、学習活動への支援にとどまらず、子どもたちの地域行事や清掃活動への参加などさまざまな体験活動を支援するなどの取組を充実させることにより、地域住民と子どもたちとの交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげます。このような取組を進める上で地域において中核的な役割を担う地域コーディネーターの育成・確保を図ります。

取り組み②

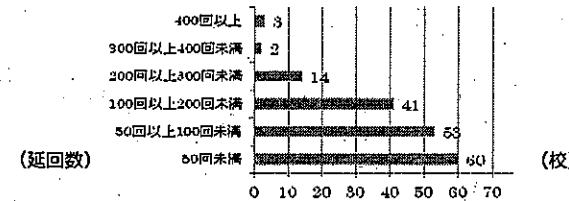
県立青少年教育施設等において、子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 学校支援地域本部・放課後子ども教室における多くの地域住民が参画する多様な体験活動への支援の充実

<H29 年間活動予定回数 (活動別)>



- ・市町村・関係機関等との協議・個別訪問による周知・啓発 (生涯学習課)
- ・学び場人材バンクの周知 (4月～)
- ・コレックを中心とした学び場人材バンク登録者の発掘と利用案内  
学校訪問等回数 (4月末) : 36回

イ 地域コーディネーターの育成・確保

- ・H29 研修等年間計画の作成 (4月)  
(年間計画) 高知県地域学校協働活動研修会 (生涯学習課・高知市内) (7月、2月)  
同 ブロック別研修会 (各教育事務所) (11～12月)
- ・学校地域連携推進担当指導主事と学び場人材バンクが連携し、地域人材確保に向けた検討と進め方を共有 (4～5月)

取り組み②

ア 県立青少年教育施設における子どもも大人も参加できる体験プログラムの実施

- ・スポーツ施設や近隣の自然環境を活用した主催事業の実施  
青少年センター 【防災キャンプ】 震災後の避難生活を疑似体験  
【わんぱく冒険キャンプ】 自然体験を通じた計画力・実行力及び問題解決能力の育成  
幡多青少年の家 【防災学習プログラム】 避難生活を想定した缶ストーブの作成  
やロープワークの実習  
【身体を楽しく動かす魔法】 身体の使い方を学び身体能力の向上を実感
- ・積極的な広報の実施  
青少年センター ホームページの改訂及び県庁全庁メール(4/1)による施設の利用案内の広報の実施  
幡多青少年の家 幡多地域小中学校等に事業パンフレット配布  
小学校 40校 中学校 21校 6市町村教育委員会  
四国内大学サークル・スポーツ少年団等への利用案内の送付
- ・スポーツ施設等情報システム改修の委託契約締結 (4/26)
- ・中1学級づくり合宿事業実施校(5月末) : 23校
- ・小・中・高校生利用者数 (4月末) 11,374名 (前年度比 97.6%)

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●平成 29 年度の計画では、学習支援を実施している学校は小・中学校ともに7割を超えており、6つに分類した活動のうち3つ以上を組み合わせて実施している学校は5割を超えているが、年間活動回数が50回未満のところ約1/3あるなど、各学校の取組状況には差がある。また、学校が地域から支援を受けるだけでなく、パートナーとして地域と協働する取組への意識転換を図っていく必要がある。

→学校地域連携推進担当指導主事による学校訪問等により事業実施計画や学校経営計画への助言を行ったうえで、各学校支援地域本部事業状況調査票での活動内容の確認及びアドバイスを実施し、PDCA サイクルによる検証・見直しを進めながら、年度末に向けて、県として地域学校協働本部設置促進計画の策定・公表を行い、各本部における平成 30 年度事業の具体計画作成への支援等も行っていく。

●地域コーディネーターのコーディネーター機能や活動内容に差がある。また、コーディネーターとなり得る人材が不足している。

→引き続き、地域コーディネーター資質向上や横の連携を図るための研修の場を設定する。

→市町村単位で巡回し、学校地域連携推進担当指導主事と学び場人材バンクが、学校、市町村で、各学校の状況等を聞き取り、学校の実情に応じた支援案を協働する取組を進める。

→各市町村 PTA、老人クラブ、民生・児童委員、企業等へ学校支援地域本部等の活動の周知と学び場人材バンクへの登録・要請活動をセットで実施する。

取り組み②

●学校の利用時期が4月～6月に集中する傾向があるため、閑散期に効果的に実施できる体験プログラムを充実させ、利用促進を図ることが必要である。

→秋の遠足時の施設利用のプログラムの提案や防災キャンプ等、閑散期ならではのゆとりある環境での体験活動の優位性等を広報することで、利用促進を図る。



**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み③**

小・中学校等における、長期間の集団での宿泊活動を通して、さまざまな自然体験や社会体験を行う取組を支援します。

**取り組み④**

自然体験や環境学習を推進する指導者を養成し、学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。

**取り組み⑤**

より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動に反映させる形をつくることで、「学校支援地域本部」の活動を、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動へと展開していきます。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み③**

- ア 小中学校等での長期間の集団宿泊活動を通じた自然体験・社会体験の支援
  - ・長期宿泊体験活動を行う学校への支援
    - 長期宿泊体験活動実施（四万十市立下田中学校 4月17日～20日）
    - 市町村訪問：4/5 四万十市、4/19 土佐清水市
    - 学校訪問：4/5 下田中、4/25 奈半利小、5/11 足摺岬小、5/16 禰原小
  - ・長期宿泊体験活動の周知、広報活動
    - 市町村訪問：5/1 室戸市、5/11 黒潮町、5/22 土佐市、5/22 四万十町
    - 学校訪問：5/8 土佐南中、5/11 中村中、5/12 尾川小・中、5/15 小筑紫中
    - 5/15 大月中、5/15 中村西中
    - 校長会：宿毛市、黒潮町(各7月)
    - 長期宿泊体験活動のPR動画の作成

**取り組み④**

- ア 自然体験・環境学習を推進する指導者の養成及び派遣
  - ・体験活動推進事業にかかる実施団体募集（市町村、各種団体へ周知）
  - ・高知自然学校連絡会総会参加（4/21）
  - ・「自然体験活動企画セミナー」委託業務にかかる実施要項及びチラシ作成

**取り組み⑤**

- ア 学校支援地域本部の活動を「地域学校協働本部」の活動へと展開する取組
  - ・地域学校協働本部への展開に向けたモデル校における取組

(参考) 高知県版「地域学校協働本部」の要件

- ①充実した学校支援活動の実施  
(4種類以上の学校支援活動を、年間計100日以上実施)
- ②学校と地域との定期的な協議の場の確保  
(年度初め及び学期末など、年間概ね4回以上の開催)
- ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化  
(学校との個別の情報交換会等を、概ね月1回程度開催)

モデル7校の決定（4月）  
 モデル校：赤野小、野市東小、稲生小、土佐町小・中、大月小・中、西部中、五台山小  
 モデル校における取組開始（5月～）

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

**取り組み③**

- 来年度以降の実施校の拡大が必要である。
- 活動のモデルプログラムの構築等により事業効果を高めるとともに、学校や市町村訪問等において事業効果を周知し、実施校の拡大を図っていく。また、PTA・教育行政研修会において長期宿泊体験活動のPR動画を会場で放映し保護者への広報活動等を行う。（県内6地区：5/27 安芸地区、7/2 幡多地区、7/15 吾川地区、7/29 高岡地区、8/19 香美・香南地区、9/2 土長・南国地区）

**取り組み④**

- 自然体験指導者養成研修の受講者が減少傾向にある。また、大人も子どもも自然体験離れが進んでおり、体験活動等の講師依頼も減少している。
- 自然体験指導者養成研修の受講者のニーズにあった高知県独自の「自然体験活動企画セミナー」を今年度より実施し、研修内容（自然体験活動・リスク管理・プログラムデザイン等）の充実を図る。また、体験活動推進事業の活用を募集するチラシの改善し、講師派遣の範囲を幼稚園、保育園まで拡大し事業の周知、体験活動の教育効果や重要性について啓発を行う。

**取り組み⑤**

- モデル7校における高知県版「地域学校協働本部」への転換に向けた取組を推進するには、各校毎に異なる特色や地域との関係性・実情等を踏まえたサポートが必要となる。
- 地域学校協働本部のモデル7校に対し、各校の主体性や希望等を尊重したきめ細やかな関わりにより、学校と地域の協議の場の設置支援や、民生・児童委員と学校との連絡会の開催支援を行い、月毎の状況確認等も行いながら、支援ノウハウを獲得していく。

**第2期高知県教育振興基本計画における指標の状況**

	H28	H29	H31:目標値
学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人 が様々な活動に参加してくれる学校の割合(当てはまる・ どちらかといえば当てはまると回答した割合)【再掲】	・小：83.8% ・中：64.3%	・小： % ・中： %	・小：100% ・中：100%
学校支援地域本部が設置された学校数【再掲】	・小：82校 ・中：44校	・小： 校 ・中： 校	・小：150校以上 ・中：80校以上

	H28	H29	H31:目標値
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 (小学校)【再掲】	94%	%	95%以上
県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生)	114,738人	人	160,000人以上



基本方向 9

文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る

対策 1 - (1)

県民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進

対策の概要

県民一人一人が文化芸術に普段から親しむことにより、心豊かな人生を送ることができるよう、文化芸術に親しむ環境づくりを推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

美術館をはじめとする県立文化施設において、質の高い文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、地域に向かいのワークショップやクラシック音楽教室の実施などのアウトリーチ活動を通じて、文化芸術を身近に感じてもらえる取組を推進します。

取り組み②

県民一人一人が文化芸術活動に主体的に参加できる環境を更に整えます。また、高知城歴史博物館や坂本龍馬記念館など、県民が地域の歴史や文化に楽しみながら触れることができるとともに、新たなにぎわいを生み出すことができる施設を整備します。

取り組み③

学校等との連携により、各文化施設の特色に応じた、地域の歴史学習や鑑賞活動を促進するとともに、出前授業や体験学習などのさまざまな学習機会を活用して、文化芸術活動を推進します。

取り組み①

県立文化施設の管理運営

6つの県立施設の管理・運営を指定管理者に委託し、様々な企画展示やホール事業、教育普及活動を実施

(利用者数 4月末時点(28年度実績)) ※坂本龍馬記念館…休館中

高知城歴史博物館 52,441 (37,944) 人 ※29年3月開館

美術館 9,479 (178,059) 人 歴史民俗資料館 2,698 (23,725) 人

文学館 3,602 (42,492) 人 県民文化ホール 24,450 (260,990) 人

アウトリーチ活動を通じた取り組み(29年度実施予定(28年度実績))

(高知城歴史博物館) 出前授業 - (4校)

(美術館) 出前びじゅつ講座 - (7箇所) 出前クラシック教室 12箇所(7箇所)

学校団体見学受入 - (49箇所) 講師派遣 - (2箇所)

(歴史民俗資料館) 史跡めぐり・バスツアー 1回(2回)

出張派遣授業 8校(17校)

(坂本龍馬記念館) 出前授業 120施設(27施設)

(文学館) おはなしキャラバン 4,000(4,860)人 出張朗読会 130(83)人

児童生徒文学作品朗読コンクール 500(552)人

取り組み②

県立文化施設の整備

坂本龍馬記念館リニューアルオープンに向けた、新館建築及び既存館の改修工事の実施

取り組み③

教育普及活動・・・取り組み①のとおり

取り組み①

●出前びじゅつ講座等の取り組みを広げていくには、学校や教員の理解を得ることが必要である。

→文化芸術振興ビジョンの推進に基づき、幼少期から文化芸術に触れる機会の創出や児童生徒の文化芸術活動の促進につなげられるよう、各市町村の教育委員会や学校へ働きかける。

取り組み②

→平成30年春のリニューアルオープンに向けて進捗管理を行う。

取り組み③

教育普及活動・・・取り組み①のとおり

基本方向 9

文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る

対策 1 - (2)

文化芸術等を活用した地域活性化の推進

対策の概要

県民の文化芸術活動を支援するとともに、本県の文化芸術や歴史などを発信し、交流人口の増加や観光振興などにつなげることにより、地域の活性化を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県民が自主的に文化芸術活動を行った成果としての発表会や、県民に優れた芸術活動の鑑賞機会を提供する「高知県芸術祭」を開催します。

また、県内各地の民間団体が行う文化芸術活動を支援することにより、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを推進します。

取り組み②

海、山、河の豊かな自然から生まれた本県の文化や歴史、人を文化広報誌により県内外に向け積極的に発信していきます。高知県を新たな視点から紹介することにより、それぞれの地域への関心を高め、交流人口の増加や、観光、産業振興につなげていきます。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

高知県文化芸術振興ビジョン（29年3月策定）に基づき、文化芸術がより身近なものとなるよう取り組みを進める

アーツカウンシル（文化芸術振興組織）機能の充実

観光イベント等における発表機会の創出のために関係機関との調整（5月）

文化芸術団体の情報収集と発信（4～5月）

芸術祭の開催（9/19～12/17）

執行委員会の開催（4/21）

KAP(高知アートプロジェクト)の募集（～6/8）

芸術祭参加団体の募集（～8/21）

取り組み②

文化広報誌「とさぶし」の発行（6,9,12,3月）

17・18号のモニターアンケートの実施（5月）

19号発行の準備

**C A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

●文化芸術振興ビジョンの更なる周知が必要である

→アートマネジメント講座において、各市町村や各文化芸術団体に対してビジョンの周知を行う

●観光イベント等における発表の機会の創出のために必要な文化芸術団体に関する情報の一元化が必要である

→県文化財団と連携し、情報の収集発信を行い、観光イベント等の主催者と文化芸術団体とのマッチングを図り、発表の場の創出を図る。

●芸術祭について、県民や文化芸術団体等への更なる周知が必要である。

→芸術祭の助成事業や共催・協賛行事であることを周知するために芸術祭ロゴの使用の徹底を図る。

取り組み②

30年度以降の文化広報誌のあり方の検討

基本方向 9

文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る

対策 2 - (1)

高知城の保存管理と整備の推進

対策の概要

次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組みます。  
また、文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

高知城は、多くの建造物が建築後 200 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保全のための対応が必要な箇所が増加しています。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、南海トラフ地震に備えるための取組を進めます。

取り組み②

高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行います。

取り組み③

高知城の文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携し、現地講座の開催や建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行うとともに、重要文化財建造物の調査を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 高知城の適切な維持修繕
  - ・矢狭間堀控柱の修理に伴う掘削などについて文化庁に現状変更許可申請書提出（申請日 5/25 申請期間 H29/5/25～H30/3/31）
- イ 高知城の南海トラフ地震に備える取組の推進
  - ・板垣退助像付近斜面保全対策に伴う地形変更などについて文化庁に現状変更許可申請書提出（申請日 5/25 申請期間 H29/5/25～H30/3/31）

取り組み②

- ア 高知城の継続的な景観対策等
  - ・森と緑の会の樹木医セミナーで取組の説明（5/21）
  - 主催 (公社) 高知県森と緑の会
  - 参加者 樹木医及び樹木に関心を持つ県民 46名参加
  - 説明内容 高知城の文化財について  
樹木と文化財の関係及びその影響  
高知公園（城）の樹木管理の取組

取り組み③

- ア 高知城歴史博物館と連携した現地講座の開催
  - ・夏休みの高知城探検開催（8/5 予定）に向けた連携協議
- イ 建造物内の説明看板の改修（多言語化）
  - ・H28 年度までの取組  
屋内解説板の更新（板面の制約から、使用言語は、日本語と英語）  
屋外解説板の改修（主要板面は、日本語、英語、中国語（繁、簡）、ハングル）  
公衆無線 LAN の整備（H27 本丸建造物内、H28 追手門から二ノ丸）
  - ・H29 年度の取組  
公衆無線 LAN を活かしてアプリによる多言語解説を実施する。  
各事業者から、多言語解説対応が可能なアプリの情報収集  
公募資料作成
- ウ 重要文化財建造物の調査の実施
  - ・昭和の解体修理（S25～33）の際に作成された資料を基に高知城の概要を整理するための修理資料の整理作業の実施（資料の清掃、分類、目録作成）

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 施工時における文化財の保存
  - 現状変更許可が得られ次第、修理発注。遺構保存に留意しながら慎重に修理を実施する。木部の防腐処理は、追手門東北矢狭間堀の修理でも使用した高分子化の方法を採用する。通常の防腐処理と比較すると耐久性が高いが、文化財での採用例が少ないことから経過を観察する。（6月下旬発注見直し）
- 施工時及び竣工後の文化財及び景観への配慮
  - 現状変更許可後、速やかに工事発注。施工業者決定後、①現状変更を最小限に留めること、②施工時及び竣工後の景観及び利用に配慮すること、などの課題に対応するため施工計画を調整する。（7月上旬発注見直し）

取り組み②

- 計画的に進めていくためには、本年度の管理剪定についての概要を確認しておく必要がある。
  - 専門家との協議（エリアごとの管理計画、剪定及び伐採対象の検討）に基づき、経費積算等の管理剪定実施に向けた作業を進める。
- エリアごとの管理計画を作成し、理解の促進を図る必要がある。
  - 樹木医など関係者との意見交換を行い日常の剪定や除草など管理作業の技術向上に努めるとともに管理計画に対する意見募集を行い、継続的な景観管理作業の推進と理解促進につなげていく。

取り組み③

- 現地講座の企画については、高知城歴史博物館が開館から間もないことから、行事等が多くて協議ができなかった。
  - 夏休みの高知城探検開催（8/5 予定）に向けて、当日の特別公開施設、解説概要の検討、資料作成等協議を進めていく。また、本年度は夏休みに高知城内での行事が多いので雨天時の予備日の設定に留意する。
- 高知城の理解及び利用促進につながるアプリの開発については、利用される（ダウンロードされやすい）アプリの構成を検討する必要があり、データ容量が大きいとダウンロード時間が長くなり、利用されない。
  - プロポーザルによる公募とし、他城のアプリの機能と利用状況も参考に仕様等を設定する。また、ボランティアガイドなどの意見も参考に提供する情報を精選する。デモ版作成を行い、正式リリースまでに事前評価と見直しを行う。
- 高知城に関する資料調査と分析のためには、資料の整理等を行う必要がある。
  - 修理資料の整理と目録整備（将来の修理の参考資料、専門家による現状把握資料）及び博物館等資料の調査（江戸期の再建の際の詳細記録の確認及び整理）を行い、これらをもとに専門家に相談し、今後の調査内容及び国宝指定を目指すにあたっての課題整理を進める。

第 2 期高知県教育振興基本計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
高知城の入場者数	279,097 人 (うち小・中・高校生 37,625 人)		270,000 人以上 (うち小・中・高校生 38,000 人以上)

基本方向 9

文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る

対策 2- (2)

文化財の保存と活用の推進

対策の概要

国・県指定文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行うとともに、不足している文化財建造物に関する専門的知識を持つ人材を育成することや、文化財の計画的な調査を実施することにより、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

国・県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財に関する専門知識を持つ文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財に対する巡視活動等に基づき、文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行います。

取り組み②

文化財建造物に関する専門的知識を身に付けた人材を育成するため、講座等を開催します。

取り組み③

文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財の巡視活動等
  - ・文化財保護指導員（各地域の文化財専門家による巡視活動：40 名委嘱予定）の推薦依頼
  - ・文化財保護指導者講習会（6/22 開催予定）の日程調整
  - ※参加対象者：文化財保護指導員及び市町村教育委員会文化財担当者

- イ 文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援・技術的指導
  - ・補助金交付決定
  - 4月 3日 1 団体 1 事業 136 千円交付決定
  - 4月 10日 21 団体 28 事業 23,356 千円交付決定

取り組み②

- ア 文化財建造物に関する専門知識を持つ人材を育成する講座等の開催
  - ・ヘリテージマネージャー・サポーターの養成（国庫補助事業）
  - 平成 27・28 年度（全 15 回、60 時間、受講生ヘリテージマネージャー課程 62 名（修了者 49 名 79%）・ヘリテージサポーター課程 22 名（修了者 15 名 68%））に引き続き第 3 期を開催することし、5/8～6/30 の期間で、ヘリテージマネージャー課程約 30 名、ヘリテージサポーター課程約 10 名を定員として受講生を募集中

取り組み③

- ア 文化財の計画的な調査と文化財指定等
  - ※既指定文化財について、衰亡や管理上の課題のあったものについて現地確認及び対策の検討を行う。
  - ・国重要文化財 木造不動明王坐像（宗安寺）、木造地藏菩薩坐像修理立会（4/20,21）
  - ・県天然記念物 大津のアコウ、貝の川のカガツガユ（4/21）、東津野村の大藤（5/18）の現地確認
  - 新指定に向けた調査は、未実施

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 文化財を継承する地域の人口減少など活力の低下に加え市町村に文化財専門職員が少なく、地域の文化財保護活動の担い手育成が重要である。
- 文化財保護指導者講習会を開催し、文化財保護指導員や市町村担当職員の文化財に関する知識を高め、巡視保護活動を充実させることで文化財保護活動を担う人材の育成と活動の活性化を図る。その効果として、破損箇所等の早期発見による迅速な修理の実施、保存活動の現状把握を行い効果的な助言を行うこと、また、地域住民との連携強化により地域における保護活動の活性化が図られることが考えられる。

取り組み②

- 高知県西部からの参加者を増やすために、本年度は開催回数を 15 回から 10 回に減らした（講座時間は同じ）ものの、県西部からの申込者が 2 名しかいない。
- 幡多土木事務所の建築担当を始めとして、高知県建築士会幡多支部等に働きかけ、県西部在住の建築士に養成講座への参加を促す。

取り組み③

- 新たに指定対象となる文化財の調査検討を進める必要がある。
- 文化財保護審議会を開催（7月開催予定）し、課題や本年度の指定候補案件について協議を行う。また、文化財保護審議会委員と協力して調査を実施し、保護に必要な文化財については、対策を検討（指定後に早急に修理などを実施）していく。
- 既指定文化財の適切な保存及び活用を進める必要がある。
- 保存に課題のある文化財の現地確認と対策を実施していく。また、民俗芸能調査（平成 30 年度から調査開始予定）の準備を進める。
  - ・関係者との調整（調査体制、調査方法の検討）
  - ・予算等の検討
  - ・文化庁との事前調整の実施

対策の概要

開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を保存するとともに、市町村との連携により地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の発掘調査や保護を推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、事前の試掘確認調査を実施するとともに、関係機関と十分に連携します。

取り組み②

埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、各種講座や市町村と連携した地域展等を開催します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための事前試掘確認調査の実施
  - ・一般国道大方改良事業に伴う試掘確認調査の実施(5/19)により、当該計画区域には埋蔵文化財が存在していないことが判明し、工事着手に支障がないと判断した。
- イ 発掘調査の円滑化のための関係機関との十分な連携
  - ・東野遠山遺跡(関係機関:四国地方整備局土佐国道事務所)
  - ・若宮ノ東遺跡(関係機関:中央東土木事務所)

取り組み②

- ア 埋蔵文化財センターにおける出土遺物の適切な保存
  - ・平成 27・28 年度に実施した発掘調査によって出土された遺物についての洗浄・註記・実測・トレース、現場図面をもとに製図等の整理作業
  - ※東野土居遺跡、宇賀遺跡、高田遺跡、若宮ノ東遺跡、高知城跡北廓
- イ 埋蔵文化財に関する各種講座や市町村と連携した地域展等の開催
  - ・埋蔵文化財センター入館者数(547 人) [5 月末]
  - 企画展等展示会「考古学が解き明かす高知の古墳時代」の開催(4/29~7/7)
  - 公開講座の実施
    - 企画展報告会(5/6)
    - 古代ものづくり(5/13)
    - 考古学から学ぶ史跡の見方(5/21)
    - 第 1 回遺跡解説会(5/27)
  - <今後の予定>
    - 企画展等展示会(3 回/年)
    - 地域展「高知市の遺跡展」(高知市自由民権記念館で開催)
    - 公開講座(66 回/年)
    - 出前考古学教室
    - まいぶんセンターまつり

**C A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を円滑に行うに当たっては、その必要性の有無を把握するための事前試掘確認調査として、当該計画区域内外の用地境界、工程、方法、以降の手続き等について関係機関や地元自治体と十分に調整する必要がある。
- 引き続き関係機関等と十分に連携し、事前試掘確認調査及び発掘調査を円滑に実施していく。

取り組み②

- 入館者の増など埋蔵文化財への関心や知名度は向上してきているものと思われるが、埋蔵文化財センターが核となって、さらに埋蔵文化財に対する関心や親しみが広がるよう努める必要がある。
- 各種講座等の企画や実施について、さまざまな広報ツールを活用して積極的に情報提供するとともに地域や歴史教育に欠くことのできない施設であることを一層アピールしていく。

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 1 - (1)

1. 子どもの運動・スポーツ活動の充実  
幼児期の遊びを通じた運動機会の充実

対策の概要

幼児期の運動経験は、体を動かすことへの興味・関心、運動能力に大きな影響を与えます。  
しかし、近年幼児期の意運動機会が少なくなってきたことにより、運動能力の基礎が十分に形成されていない状況が見られます。  
このため、家庭、保育所・幼稚園等における幼児期の遊びを通じた運動機会の充実を図ります。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

幼児期の運動機会を増やすため、保育所・幼稚園等への運動遊びを専門的に指導できる人材の派遣や、家庭において親子で運動遊びを楽しむことができる教室の実施などの取組を推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 保育所・幼稚園等への運動遊びを専門的に指導できる人材の派遣  
・「遊びを通して健康づくり教室」の申請受付終了。(申請 50 園)  
今後は、選定し訪問の準備(訪問する講師(4名)との訪問園及び日程調整)を進める。  
\*平成 28 年度 事業実績 50 園

イ 家庭において親子で運動遊びを楽しむことができる教室の実施  
・「親子運動遊び教室」の準備 (県内 3 会場)

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

●就学前の幼児の体力作りの充実  
→事業を通して園の先生や保護者に対しても理解を深める。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
「運動遊び教室」に参加した保育所・幼稚園・認定こども園数	50 園		200 園 (H28~31 の累計)

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 1 - (2)

1. 子どもの運動・スポーツ活動の充実  
学校の体育授業及び体育的活動の充実

対策の概要

小・中学校の体力・運動能力は上昇傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していません。  
このため、体育授業の質を高めるための教材の活用を進めるとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、学校の体育授業及び体育的活動を充実させ、運動好きな子どもを育てます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

小学校における体育授業の質を向上するため、具体的な運動例や技能ポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集、映像で学べる動画等の教材を充実させ、その活用を徹底します。【再掲】

取り組み②

全ての中学校で、柔軟性や調整力、全身持久力を高めるためのメニューを活用した中学校1年生の体力向上対策を実施します。【再掲】

取り組み③

体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に体育学習・健康教育の専門的な知見のある退職校長等を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。【再掲】

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 小学校における体育授業の質の向上に向けた教材の充実・活用
  - ・研究協力校（6校）において、体育の副読本を活用した児童の主体的・協働的な楽しい体育授業を推進し、その成果を全小学校へ周知
    - 研究協力校（6校）への訪問回数（5月末時点）
      - 夜須小：1回、須崎小：1回、佐賀小：2回、咸陽小：2回
    - ・国や県が作成した指導資料の活用の拡充
      - 小学校体育主任研修会（東部・中部・西部5月）にて国や県が作成した指導資料の活用について周知

取り組み②

- ア 全中学校における中学校1年生の体力向上対策の実施
  - ・中学校体育主任会の開催（5月）
    - 4～6月に実施する体力・運動能力等調査の自校分析表（県作成）の活用方法を周知するとともに、体力課題に対する授業での取組の参考資料として、県作成の冊子「体力アップ75プログラム」等の活用について周知

取り組み③

- ア 体力・健康教育に課題のある学校\*への指導・助言
  - ・体育・健康アドバイザー（2名）の派遣（5月末現在）：小14校 中14校
    - 指導内容：体力分析の仕方や体育授業の進め方、組織としての取り組み方等
    - ※H29年度派遣予定数：87校（小42校 中45校）
    - ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点が全国平均を下回っている学校又は肥満度（高度+中等度）及び睡眠時間（6時間未満）の割合が県平均を上回っており、且つ、朝食（毎日食べる）の割合が県平均を下回っている学校

**C/A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 研究協力校への訪問は始まったばかりであるが、よい体育授業のイメージを持っていない教員が多い。また、体育授業を苦手と感じている教員も少なくない。
  - 副読本や他の指導資料の活用方法の指導・助言を行うことにより、児童の主体的で、協働的な姿の見られる体育授業のイメージを持てるようにしていく。

取り組み②

- 学校においては、全国体力・運動習慣等調査の対象学年（中学2年生）以外の学年への意識が低い傾向がある。
  - 中学校体育主任会や要請訪問等で、体力向上のための経年での取組について指導・助言を行うとともに、保健体育授業での「体力アップ75プログラム」の活用方法を中学校に周知し体力向上の取組に生かす。

取り組み③

- 訪問校においては、体力分析や組織としての取組が不十分な学校が多い。
  - 訪問に際しては、アドバイザーが学校長に対して、これまで訪問した学校の効果的な取組について助言を行うなど、これまでの学校訪問によって得られた成果を各学校に情報提供していく。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合	・小男：8.4%（6.6%） ・小女：15.6%（11.6%） ・中男：10.0%（6.4%） ・中女：25.9%（20.6%） ※（ ）は全国平均	・小男：%（%） ・小女：%（%） ・中男：%（%） ・中女：%（%） ※（ ）は全国平均	全国平均以下
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・小男：94.9% ・小女：91.8% ・中男：88.2% ・中女：83.4%	・小男：% ・小女：% ・中男：% ・中女：%	・小男：100% ・小女：100% ・中男：100% ・中女：100%

**基本方向 10** 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

**対策 1 - (3)**

1. 子どもの運動・スポーツ活動の充実  
ジュニアスポーツ指導者の指導力の向上

**対策の概要**

小・中学校のジュニア世代の運動・スポーツ活動は、その後のスポーツライフに大きな影響を与えることから、ジュニアスポーツ指導者には、選手の能力を最大限に引き上げるために、技術・戦術の指導力だけでなく、スポーツ医・科学を活用することやコミュニケーション能力、組織マネジメント能力など、幅広い知識や能力が求められています。しかし、既存の研修会は、短期で完結するものや、競技種目ごとの専門的な技術・戦術指導に特化したものなどが多く、幅広い内容を継続的に学ぶことができる機会が十分ではありません。このため、ジュニア世代のスポーツ指導に係る研修の機会・内容の充実等により、教員を含むジュニアスポーツ指導者の指導力の向上を図ります。

**P 大綱に位置付けられた主な取り組み**

**取り組み①**

本県のジュニアスポーツ指導者の指導力の向上を図るため、教員を含むジュニアスポーツ指導者を対象に、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。

**D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況**

**取り組み①**

- ア. コーチングに必要な総合的な内容を学ぶ研修会の実施 (合計 8 回)
  - ・ コーチアカデミーの開催に向けて講師との調整
  - 第 1 回 8 月実施予定

**C/A 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)**

**取り組み①**

- 受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。
- 受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。

**スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況**

	H28	H29	H31 目標値
コーチアカデミー修了者数 (累積)	50 人		150 人以上
日本体育協会公認指導者数	1,201 人		1500 人以上
日本障害者スポーツ協会公認指導者数	74 人		75 人以上



対策の概要

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。  
しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。  
このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。  
他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増やしてしまうことにもなります。  
このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減すると同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取組み

- 取組み①**  
技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。  
また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。【再掲】
- 取組み②**  
将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。【再掲】
- 取組み③**  
各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】
- 取組み④**  
ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。

**D** 平成 29 年度 これまでの取組み状況

- 取組み①**  
ア 外部指導者やスポーツトレーナー（医科学サポーター）等の派遣の拡充  
・運動部活動支援員の配置状況（H29.5月現在）  
H29：中学校 35校 56名（うち医科学サポーター1名） 延べ 87部（10.4%）【計画】  
H28：中学校 33校 49名延べ 73部（8.8%）  
H29：県立学校 19校 43名（うち医科学サポーター1名） 延べ 61部（9.9%）【計画】  
H28：県立学校 21校 40名（うち医科学サポーター2名） 延べ 41部（7.2%）  
（ ）は全運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合  
イ 運動部活動の指導が可能な外部人材のリスト化・マッチングの実施  
・総合型スポーツクラブ、市町村、競技団体等に働きかけて、外部人材のリストを作成中（9月にリスト化完了予定）
- 取組み②**  
ア コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための研修の実施  
・コーチアカデミーの開催に向けて講師との調整  
第1回 8月実施予定
- 取組み③**  
ア 県外の優秀な指導者の招へい  
・競技団体におけるアドバイザーの招へい（5月末時点）  
4団体が計4人を招へい  
（シンクロナイズドスイミング、ウエイトリフティング、剣道、カヌー）  
・体育連盟におけるアドバイザーの招へい  
6月開始予定
- 取組み④**  
ア スポーツ強化校の指定  
・運動部活動強化拠点校（4校）、強化推進校A（3部）、強化推進校B（6部）を指定（6/2）
- | 区分                            | 学校名   |
|-------------------------------|---|
| 強化拠点校<br>(東・中・西部の各地域の拠点校)     | 東部：安芸高等学校<br>中部：岡豊高等学校、高知工業高等学校<br>西部：中村高等学校  |
| 強化推進校 A<br>(優秀な実績を有する部)       | 山田高等学校 陸上競技部<br>高知東高等学校 レスリング部<br>高知南高等学校 レスリング部  |
| 強化推進校 B<br>(地域の特色をいかした活動を行う部) | 幡多農業高等学校 ボート部<br>梶原高等学校 アーチェリー部<br>佐川高等学校 ソフトボール部<br>嶺北高等学校 カヌー部<br>室戸高等学校 女子硬式野球部<br>須崎高等学校 カヌー部 |
- ・特別枠の教員による強化校における生徒の技能向上の取組（4月～）  
(既採用教員の配置状況)  
岡豊高校(柔道)/高知東高校(レスリング)/須崎高校(カヌー)

**C** **A** 課題(●)と今後の取組みの方向性(→)

- 取組み①**  
●外部人材の活用は、昨年度と比較すると増加しているが、医科学サポーターの派遣について、伸びていない。  
→医科学サポーターについての周知を進めるとともに、さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを各市町村や県立学校に情報提供し、活用を促進する。
- 取組み②**  
●受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。  
→受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。
- 取組み③**  
●アドバイザーや優秀チームの招へいを予定していない競技団体や専門部がある。  
→県体育協会及び体育連盟と連携して、県外の優秀な指導者やチームを招へいすることによる効果を競技団体や専門部に周知する。  
●アドバイザーの招へいについては、まとまった期間に複数回指導・助言が受けられる環境をつくる必要がある。  
→高知県体育協会と連携して、競技団体や体育連盟に対する支援の在り方を検討する。
- 取組み④**  
●強化校の指定によってどのように学校の取組が変容したかなどを含め、きめ細かい進捗の管理が必要となる。  
→指定校・スポーツ課・保健体育課等を構成員とする連絡協議会を計画的に開催し進捗管理を行う。  
・指導主事の定期的な指定校訪問を計画的に行う。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み⑤**

生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。【再掲】

**取り組み⑥**

少なくとも週に1日は休養日を設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の運営が行われるよう、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備するなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組を進めます。【再掲】

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

**取り組み⑤**

- ア 中山間地域の学校における運動部活動の課題解決に向けた研究・対策の実施
  - ・中山間地域の学校に対する運動部活動支援員派遣の拡充  
派遣回数：H28年度 2,530回 → H29年度 3,615回（計画）
  - ・強化推進校B指定による運動部活動の活性化  
 幡多農業高等学校 ボート部  
 梶原高等学校 アーチェリー部  
 佐川高等学校 ソフトボール部  
 嶺北高等学校 カヌー部  
 室戸高等学校 女子硬式野球部  
 須崎高等学校 カヌー部

強化拠点校	県の東・中・西部の各地域の拠点として、運動部活動数や部員数が多く、学校全体で運動部活動を活性化させることがきたいできる学校
強化推進校A	過去3年間において県が示した基準を満たす優秀な実績を有する運動部
強化推進校B	地域の特色を活かし、地域と連携した活動により競技力向上を目指すことが期待できる運動部

**取り組み⑥**

- ア 望ましい運動部活動の運営の実現に向けた周知・徹底
  - ・昨年度中（3/24）に市町村教育長や県立学校長宛てに以下の方針を通知
 

週当たり少なくとも1日以上の休養日の設定  
 平日2～3時間程度以内を目安とした練習時間  
 外部指導者の積極的な活用
  - ・校長会や体育主任会等での周知  
 市町村教育長会議（4/19）  
 公立小中学校長会議（西部4/20、東部4/24、中部4/27）  
 県立学校長会議（4/14）  
 体育主任会（中：5/10、高5/11）  
 中学校体育連盟理事会（4/28） など
  - ・運動部活動計画への休養日の位置付けができていない中学校  
 ・31校（H28年5月～7月）→14校（H29年5月）  
 ・14校に対する位置づけ依頼（5月～6月）
  - ・高等学校運動部実態調査（平成28年度分）の実施（5月～）
- イ 教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件の整備
  - ・関係団体との協議及び先進県の情報収集を行い検討（予定）

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

**取り組み⑤**

- 運動部活動サポート事業において、運動部活動支援員の派遣回数を大幅に増やし、運動部活動への支援を行っているが、中山間地域では、専門ではない種目への顧問配置もあり、中山間地域の運動部活動の活性化が十分とは言えない。  
→高等学校体育連盟等との協議の中で課題を把握したうえで、今後の支援の在り方について検討していく。また、強化推進校Bの活動についても、事業連絡会において検証し、次年度に生かしていく。

**取り組み⑥**

- 「休養日の位置付け」については一定把握できるものの、望ましい運動部活動の在り方を県内あまねく徹底するためには、併せて運動部活動の具体的な活動実態について詳細に把握した上で取組を進める必要がある。  
→・中学校に対しては、体育・健康アドバイザーの学校訪問による運動部の実態についての聞き取り調査を行う。（9～10月）  
 ・調査結果の分析（季節や行事、地域性、クラブの種別等による休日や練習時間の影響等）を行うことにより、課題を明確にした上で望ましい運動部活動の実現に向けた適切な対策を講じる。  
→・高等学校に対しては、各校から提出された平成28年度部活動計画書により運動部活動の実態調査を行う。（5月～9月）  
 ・調査結果の分析（季節や行事、地域性、クラブの種別等による休日や練習時間の影響等）を行うことにより、課題を明確にした上で望ましい運動部活動の実現に向けた適切な対策を講じる。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31目標値
運動部活動の加入率	・男：62.7% ・女：26.4% ・男女：44.6%	・男：% ・女：% ・男女：%	・男：70%以上 ・女：30%以上 ・男女：50%以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	33.2% ※運動部活動における週休日を設定している高等学校の割合	%	100%

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 1 - (5)

1. 子どもの運動・スポーツ活動の充実  
子どもたちの多様な運動・スポーツ機会の提供

対策の概要

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動・スポーツ活動ができる場が少ないことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材がすくないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。  
このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、スポーツ参加を促す取組等を推進することで、子どもたちに多様な運動・スポーツの機会を提供します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した、地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア エリアごとの取組の推進

物部川・嶺北地区

- ・第1回エリア会議 (4/27)  
H28年度事業報告、収支決算報告、監査報告  
H29年度事業  
今後の事業の方向性についての説明

- ・第2回エリア会議 (5/18)  
H29年度事業計画  
役員改選について  
※今後の方向性を再確認し、H29年度事業計画について協議  
※事務局との調整

高岡・吾川地区

- ・第1回エリア会議 (4/24)  
H28年度事業報告、収支決算報告、監査報告  
H29年度事業  
今後の事業の方向性についての説明

※関係の市町村等と今後の方向性等の共通理解が進まず、事業計画を継続的に調整中

- ・第2回エリア会議 (6/19)

幡多地区

- ・事務局を設置できる自治体との調整
- ・エリア市町村担当者打合せ会議 (6/2)  
※平成 29 年度予算の確保ができていない市町村があり、今後、補正予算等で対応いただけるよう調整中

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 核（牽引役）となる団体（市町村や総合型クラブなど）が不在であったり、取り組みに消極的なエリアがある。
- 「スポーツ活動は十分行われている」と認識している市町村担当者等もいるため、「市町村の枠を越えてネットワークを構築した取組を進める」という共通認識が醸成されていないエリアもある。
- そのため、平成 29 年度予算を確保できていない市町村がある。
- 市町村担当者の異動等により、事業の理解（必要性）が定着せず、取り組みが後退することがある。

→関係者の共通認識や核（牽引役）となる団体の存在などを考慮すると、物部川・嶺北地区の取組がモデルになると考えられるため、当該エリアの取組への支援を柱に、他のエリアへの周知、情報提供を行うことで、引き続き関係者の理解促進に努める。

物部川・嶺北地域

- ・計画書の提出依頼、交付決定等を行う

高岡・吾川地区

- ・計画書の提出依頼、交付決定等を行う

幡多地区

- ・エリア協議会設立に向けた市町村等打合せ (7月)
- ・エリア協議会設立 (9月予定)

安芸地区

- ・理解促進のための該当市町村への周知

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
各エリアで実施する取組ごとの交流人口の増加	-	※H29年度からカウント	交流人口が増加する

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 2 - (1)

2. 競技力の向上  
ジュニアから一貫した指導体制の確立

対策の概要

優秀な競技者の育成においては、発達段階に応じた技術や体力の到達目標、習熟度に応じた技術指導マニュアルなど、競技の特性に応じた基本的な考え方が明確に示され、ジュニアから一貫した指導が行われる必要がありますが、実施できている競技団体は限られています。このため、各競技団体による競技者の発達段階や習熟度に応じた系統的な指導を行うためのプログラムの作成を支援し、ジュニア期からの一貫した指導体制を確立します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

各競技団体によるジュニアから成人まで系統立てた一貫指導を行うためのプログラム作成を支援し、プログラムに基づく計画的・戦略的な育成・強化体制を確立します。また、プロジェクトチームにより各競技団体の取組に対する評価・助言を行うことを通してPDCAサイクルによる競技力向上を図ります。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. 競技者育成プログラムによる育成・強化体制の確立
  - ・ 競技者育成プログラムの作成及びプログラムに基づく育成・強化の支援
    - プログラムを作成している団体
      - 各競技団体の取組状況を把握 (5月～)
    - プログラム未作成の団体 (7月までに提出の予定)
      - プログラム作成後に競技団体、県体育協会、スポーツ課の三者で内容の確認・改善を行う (7月～)
- イ. 各競技団体の取組を評価・改善
  - ・ 競技者育成プログラムの評価方法を確信中。

**C A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 未作成団体がある。
  - 各担当者が、競技団体担当者に対してプログラムによる計画的な取組の効果や必要性について説明し、プログラム作成を促す。
- 競技者育成プログラムにおける取組の評価方法が確立されていない。
  - プログラムに基づく取組の評価方法について、高知県体育協会と連携し、6月中にまとめる。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
競技者育成プログラムに基づく育成・強化を実施している団体数	20 団体		43 団体

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 2 - (2)

2. 競技力の向上  
優秀な選手の発掘・育成と効果的な種目変更ができる体制づくり

対策の概要

各競技団体では、主に、試合の結果を重視して強化選手を選抜する傾向が強く、各競技の特性に応じて、競技に関するさまざまな能力を見極めた選抜が行われていない場合があります。また、客観的に個々の運動特性を判断・助言できる仕組みがないため、優れた運動能力を有する人材が発掘されない場合もあると考えられます。  
このため、優秀な選手を発掘し、効果的に育成するためのプログラムの活用を進めるとともに、小・中学生が個々の運動特性に応じて競技種目の変更ができる体制づくりを進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

優れた運動能力を有するジュニア選手を、運動特性に応じて発掘し、多様な運動プログラムを経験させる取組を実施するとともに、県内のスポーツ関係団体等の代表者で構成する会議を通じて、効果的に選手を発掘・育成するプログラムを各競技団体に普及します。また、小・中学生が自身の運動特性を客観的に把握できる体力測定会等を通じて、競技種目の変更につながる体制づくりを進めます。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. 優秀なジュニア選手の発掘
  - 「くろしおキッズ」
    - ・ 小学 4 年生～6 年生を対象に、多様なプログラムを実施。(全 30 回)  
〔認定者数：小 4 (24 名)、小 5 (22 名)、小 6 (19 名)〕
    - 第 1 回 (4 月)：トレーニング、コミュニケーション
    - 第 2 回 (4 月)：基本の動き・ライフル
    - 第 3 回 (4 月)：陸上・ライフル
    - 第 4 回 (5 月)：トレーニング・ダンス・ライフル
    - 第 5 回 (5 月)：ダンス・トランポリン・ライフル
  - 「くろしおジュニア」
    - ・ くろしおキッズを修了した中学生を対象に、各種プログラムを実施。(全 5 回)  
〔認定者数：中 1 (確認中)、中 2 (17 名)、中 3 (13 名)〕
    - 第 1 回 (5 月)：トレーニング、知的プログラム
- イ. 効果的にプログラムを発掘・育成するプログラムの普及
  - ・ 県体育協会と連携し、選手の発掘・育成プログラムを競技団体に周知 (4 月～)
- ウ. 競技種目の変更につながる体制づくり
  - ・ 愛媛県・香川県と連携した四国ブロックで発掘・育成する取組の実施 (6 月～)
  - ・ 種目変更につながる体力測定会などの実施について県体育協会及び競技団体と検討 (7 月～)

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 種目変更を行う体制が不十分
- 県体育協会が行う加盟団体への説明会 (7 月) でジュニア選手を発掘・育成する取組や、種目変更の体制づくりについて説明し、対策等について協議する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
ジュニア選手育成事業 (くろしおキッズ) の 選考会への参加者数	146 人		500 人以上

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 2 - (3)

2. 競技力の向上  
トップ選手の重点的な強化

対策の概要

各競技における県内トップ選手の強化は、選手が所属するチームの指導者に任せられているのが現状であり、より高いレベルの経験をさせる場合には、選手や指導者に経費面の負担等が生じています。また、個々の選手の次のステージを考えると、チームの枠を超えた育成・強化ができる体制の整備も重要です。  
このため、各競技団体が個々のチームの枠を超えて、組織全体でトップ選手のレベルアップを図るとともに、PDCAサイクルによる取組を進めることができる体制づくりを推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県内トップ選手の活動をさらに充実させるための経費面の支援を行うとともに、県競技団体が中央競技団体と連携し、計画的・戦略的にトップ選手の育成・強化を行う一貫指導体制の整備を支援します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. トップ選手の活動支援
  - ・特別強化選手の指定による支援 (4月～)

指定区分	人数	活動費補助	スポーツ医・科学サポート
S指定	8人	50万円	・専門体力測定
A指定	17人	30万円	・トレーニング指導
B指定	48人	15万円	・栄養指導 等

- イ. 計画的・戦略的にトップ選手を育成・強化する体制整備の支援
  - ・競技者育成プログラムにおける短期計画の作成及び計画に基づく育成強化の支援
    - 短期計画を作成している団体
      - 各競技団体の取組状況を把握 (5月～)
    - 短期計画を作成していない団体 (7月までに計画作成予定)
      - プログラム作成後に競技団体、県体育協会、スポーツ課の三者で内容の確認・改善を行う (7月～)

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 指定された選手をはじめ、県内トップ選手をさらにレベルアップさせるためにチームの枠を超えた強化を組織的に行う体制が不十分
- 県体育協会と連携して、各競技団体の短期計画の作成を支援するとともに、個別のヒアリングや加盟団体が一堂に会する会議等で、各競技のトップ選手の強化対策について、チームの枠を越えて組織的に行うことの重要性を周知。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
特別強化選手に指定された選手数	38人	51人	75人以上

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 2 - (4)

2. 競技力の向上  
指導者の資質向上と優秀な指導者の招へい・受入れ

対策の概要

近年、指導者には選手の能力を最大限に引き上げるために、技術・戦術の指導だけでなく、スポーツ医・科学の活用や組織マネジメント能力など、幅広い知識や能力が求められています。既存の研修会は、競技種目ごとの専門的な技術・戦術指導に特化した研修会が多く、幅広い内容を学ぶことができる機会が十分ではありません。  
また、県内には、公認指導者資格や上級資格を取得して、優秀な指導実績を有する指導者は限られています。  
このため、次世代を担う指導者の育成に向けた研修会の内容を充実させるとともに、県外の優秀な指導者の招へいや本県への受入れを進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身につけるための総合的な研修会を実施します。【再掲】

取り組み②

各競技団体や中・高等学校体育連盟の各競技専門部などが、これまで以上に県外の優秀な指導者を招へいする取組を広げます。また、日本代表チームや海外チームの招へい等を通して、あるいは学校の運動部活動を重点的に強化するための体制強化の一環として、県外の優秀な指導者に本県スポーツに関わってもらふ機会の増加や移住を含めた本県への受入れに向けた取組を進めます。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. コーチングに必要な総合的な内容を学ぶ研修会の実施 (合計 8 回)
  - ・コーチアカデミーの開催に向けて講師との調整
  - 第 1 回 8 月実施予定

取り組み②

- ア. アドバイザー招へい事業
  - ・競技団体におけるアドバイザー招へい (4 月～)
  - 5 月までに 4 団体で計 4 人を招へい
  - ・中学校体育連盟におけるアドバイザー招へい (6 月～)
- イ. 優秀チームの招聘
  - ・競技団体による優秀チームの招へい (9 団体が実施予定)
  - ・中学校体育連盟における優秀チームの招へい (11 専門部で実施予定)
- ウ. 県外指導者の受入れ
  - ・一定の資格・経験を有する優れた人材の学校や企業への採用を促進
  - ※高知県スポーツ振興県民会議において検討 (6 月～)
  - ・特別審査による教員採用の準備

**C/A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。
- 受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。

取り組み②

- アドバイザーや優秀チームを招へいする取組を実施予定していない競技団体がある。
- 県体育協会と連携して、県外の優秀な指導者やチームの招へいする取組の効果を競技団体に周知する。
- アドバイザーについては、まとまった期間に複数回招へいできる環境をつくる必要がある。
- 県体育協会と連携して、競技団体や体育連盟に対する支援の在り方を検討する。
- 県内外の優秀な指導者が本県で活動できる環境が少ない。
- 企業に対して、指導者の受入れについて理解を求める。
- 指導者育成の目指す姿が明確になっていない。
- 指導者育成計画を 6 月中に作成する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
コーチアカデミー修了者数 (累積)	50 人		150 人以上
日本体育協会公認指導者数	1,201 人		1500 人以上
日本障害者スポーツ協会公認指導者数	74 人		75 人以上

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 2 - (5)

2. 競技力の向上  
スポーツ医・科学の効果的な活用

対策の概要

各競技団体や学校の運動部活動等のスポーツの指導現場では、スポーツ医・科学の活用は個々の指導者に委ねられており、専門的な知見やデータを競技力向上の取り組みに十分生かし切れていない現状があります。このため、スポーツ関係団体や組織に対して、スポーツ医・科学を指導現場で活用することの必要性についての理解の促進を図るとともに、個々のチームや指導者をスポーツ医・科学面からサポートする体制づくりを進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み①**  
データによる動作分析やメンタルトレーニング、専門的な体力測定に基づくトレーニング指導等を各競技団体や学校の運動部活動などのスポーツの指導現場に広く提供します。また、スポーツ医・科学の具体的な活用事例を周知する研修会等を実施することにより、各競技団体におけるスポーツ医・科学の組織的な活用を支援します。

**取り組み②**  
運動部活動や競技ごとの強化事業を通じて、アスレティックトレーナーなどの有資格者によるサポートを受けることができる機会を拡大します。また、スポーツトレーナーの資格取得につながる県独自の講習会を実施することなどにより、スポーツトレーナーの養成を図ります。

**取り組み③**  
現在、スポーツ医・科学をサポートする拠点としては、県立青少年センターがあり、各種専門測定やトレーニング機器を一定整備していますが、県内全域をサポートするためには、スタッフの数や専門性、施設・整備面に課題があります。このため、青少年センターの専門スタッフの配置拡充や、拠点施設の整備を検討するなど、スポーツ医・科学面からのサポートをより充実させるための環境整備を進めます。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み①**  
ア. スポーツ医・科学サポートの実施  
・特別強化選手に対するトレーニング指導や栄養指導等のサポート実施に向けた対象団体 (15 団体) との打合せ (5 月からサポート開始)  
イ. スポーツ医・科学研修会の実施  
・6 月から実施予定

**取り組み②**  
ア. 有資格者によるサポート機会の拡大  
※具体的な対策が取られていない  
イ. スポーツトレーナーの養成  
・各競技団体にスポーツ医・科学担当者 (コーディネーター) を配置するとともに、競技団体に対してスポーツ医・科学面からサポートする人材 (スポーツ医・科学サポーター) を増やす取組を実施するために関係者と協議中。

**取り組み③**  
ア. スポーツ医・科学拠点の整備  
・県中部への拠点の整備について庁内協議中。

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

**取り組み①**  
●スポーツ医・科学を組織的に活用する体制がとられていない競技団体がある。  
→国立スポーツ科学センターの協力を得て、日本代表レベルでの取組状況等を参考に、県競技団体にスポーツ医・科学の活用の必要性について理解を促す。

**取り組み②**  
●有資格者の活動機会が少ない  
→県体育協会と連携して、有資格者の活動機会を拡充する対策を検討する。(6月中)

**取り組み③**  
●現状の拠点 (青少年センター) では、県全体にサポートを実施することが難しい。  
●サポートスタッフの専門性を高めるとともに、人員の確保が必要  
→6月中旬までに、整備の方向性を取りまとめる。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
スポーツ医・科学を組織的に活用する体制がある 競技団体の数	19 団体		増加する



基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 2 - (6)

2. 競技力の向上  
運動部活動の充実

対策の概要

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。  
しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適正、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。  
このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。  
他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増やしてしまうことにもなります。  
このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減すると同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者やスポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。  
また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。【再掲】

取り組み②

将来、本県のスポーツ界を担う指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための総合的な研修会を実施します。【再掲】

取り組み③

各競技団体や体育連盟の各競技専門部などが、強化練習や指導者研修などに県外の優秀な指導者を招へいする取組の拡充を図ります。【再掲】

取り組み④

ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中からスポーツ強化校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。【再掲】

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 外部指導者やスポーツトレーナー（医科学サポーター）等の派遣の拡充  
・運動部活動支援員の配置状況（H29.5月現在）  
H29：中学校 35校 56名（うち医科学サポーター1名） 延べ 87部（10.4%）【計画】  
H28：中学校 33校 49名延べ 73部（8.8%）  
H29：県立学校 19校 43名（うち医科学サポーター1名） 延べ 61部（9.9%）【計画】  
H28：県立学校 21校 40名（うち医科学サポーター2名） 延べ 41部（7.2%）  
（ ）は全運動部活動数に占める運動部活動支援員を配置した部の割合  
イ 運動部活動の指導が可能な外部人材のリスト化・マッチングの実施  
・総合型スポーツクラブ、市町村、競技団体等に働きかけて、外部人材のリストを作成中（9月にリスト化完了予定）

取り組み②

ア コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための研修の実施  
・コーチアカデミーの実施（合計8回）  
第1回 8月実施予定

取り組み③

ア 県外の優秀な指導者の招へい  
・競技団体におけるアドバイザーの招へい（5月末時点）  
4団体が計4人を招へい  
（シンクロナイズドスイミング、ウエイトリフティング、剣道、カヌー）  
・体育連盟におけるアドバイザーの招へい  
6月開始予定

取り組み④

ア スポーツ強化校の指定  
・運動部活動強化拠点校（4校）、強化推進校A（3部）、強化推進校B（6部）を指定（6/2）

区分	学校名
強化拠点校 (東・中・西部の各地域の拠点校)	東部：安芸高等学校 中部：岡豊高等学校、高知工業高等学校 西部：中村高等学校
強化推進校 A (優秀な実績を有する部)	山田高等学校 陸上競技部 高知東高等学校 レスリング部 高知南高等学校 レスリング部
強化推進校 B (地域の特色をいかした活動を行う部)	幡多農業高等学校 ボート部 梶原高等学校 アーチェリー部 佐川高等学校 ソフトボール部 嶺北高等学校 カヌー部 室戸高等学校 女子硬式野球部 須崎高等学校 カヌー部

・特別枠の教員による強化校における生徒の技能向上の取組（4月～）  
(既採用教員の配置状況)  
岡豊高校(柔道)/高知東高校(レスリング)/須崎高校(カヌー)

C A 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

●外部人材の活用は、昨年度と比較すると増加しているが、医科学サポーターの派遣について、伸びていない。  
→医科学サポーターについての周知を進めるとともに、さらなる拡充に向けて、今後作成する外部人材リストを各市町村や県立学校に情報提供し、活用を促進する。

取り組み②

●受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。  
→受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。

取り組み③

●アドバイザーや優秀チームの招へいを予定していない競技団体や専門部がある。  
→県体育協会及び体育連盟と連携して、県外の優秀な指導者やチームを招へいすることによる効果を競技団体や専門部に周知する。  
●アドバイザーの招へいについては、まとまった期間に複数回指導・助言が受けられる環境をつくる必要がある。  
→高知県体育協会と連携して、競技団体や体育連盟に対する支援の在り方を検討する。

取り組み④

●強化校の指定によってどのように学校の取組が変容したかなどを含め、きめ細かい進捗の管理が必要となる。  
→指定校・スポーツ課・保健体育課等を構成員とする連絡協議会を計画的に開催し進捗管理を行う。  
・指導主事の定期的な指定校訪問を計画的に行う。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み⑤**

生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。【再掲】

**取り組み⑥**

少なくとも週に1日は休養日を設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の運営が行われるよう、周知・徹底を図ります。さらに、外部指導者等の教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件を整備するなど、部活動に係る教員の負担を更に軽減するための取組を進めます。【再掲】

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み⑤**

- ア 中山間地域の学校における運動部活動の課題解決に向けた研究・対策の実施
- ・中山間地域の学校に対する運動部活動支援員派遣の拡充  
派遣回数：H28年度 2,530回 → H29年度 3,615回（計画）
- ・強化推進校B指定による運動部活動の活性化  
 幡多農業高等学校 ポート部  
 栲原高等学校 アーチェリー部  
 佐川高等学校 ソフトボール部  
 額北高等学校 カヌー部  
 室戸高等学校 女子硬式野球部  
 須崎高等学校 カヌー部

強化拠点校	県の東・中・西部の各地域の拠点として、運動部活動数や部員数が多く、学校全体で運動部活動を活性化させることがきたい学校
強化推進校A	過去3年間において県が示した基準を満たす優秀な実績を有する運動部
強化推進校B	地域の特色を活かし、地域と連携した活動により競技力向上を目指すことが期待できる運動部

**取り組み⑥**

- ア 望ましい運動部活動の運営の実現に向けた周知・徹底
- ・昨年度中（3/24）に市町村教育長や県立学校長宛てに以下の方針を通知  
 適当なり少なくとも1日以上以上の休養日の設定  
 平日2~3時間程度以内を目安とした練習時間  
 外部指導者の積極的な活用
- ・校長会や体育主任会等での周知  
 市町村教育長会議（4/19）  
 公立小中学校長会議（西部4/20、東部4/24、中部4/27）  
 県立学校長会議（4/14）  
 体育主任会（中：5/10、高5/11）  
 中学校体育連盟理事会（4/28） など
- ・運動部活動計画への休養日の位置付けができていない中学校  
 31校（H28年5月~7月）→14校（H29年5月）  
 14校に対する位置づけ依頼（5月~6月）
- ・高等学校運動部実態調査（平成28年度分）の実施（5月~）
- イ 教諭以外の者が単独で部活動の指導や引率が可能となる条件の整備
- ・関係団体との協議及び先進県の情報収集を行い検討（予定）

**C A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

**取り組み⑤**

- 運動部活動サポート事業において、運動部活動支援員の派遣回数を大幅に増やし、運動部活動への支援を行っているが、中山間地域では、専門ではない種目への顧問配置もあり、中山間地域の運動部活動の活性化が十分とは言えない。
- 高等学校体育連盟等との協議の中で課題を把握したうえで、今後の支援の在り方について検討していく。また、強化推進校Bの活動についても、事業連絡会において検証し、次年度に生かしていく。

**取り組み⑥**

- 「休養日の位置付け」については一定把握できるものの、望ましい運動部活動の在り方を県内あまねく徹底するためには、併せて運動部活動の具体的な活動実態について詳細に把握した上で取組を進める必要がある。
- 中学校に対しては、体育・健康アドバイザーの学校訪問による運動部の実態についての聞き取り調査を行う。（9~10月）
- ・調査結果の分析（季節や行事、地域性、クラブの種別等による休日や練習時間の影響等）を行うことにより、課題を明確にした上で望ましい運動部活動の実現に向けた適切な対策を講じる。
- 高等学校に対しては、各校から提出された平成28年度部活動計画書により運動部活動の実態調査を行う。（5月~9月）
- ・調査結果の分析（季節や行事、地域性、クラブの種別等による休日や練習時間の影響等）を行うことにより、課題を明確にした上で望ましい運動部活動の実現に向けた適切な対策を講じる。

**スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況**

	H28	H29	H31目標値
運動部活動の加入率	・男：62.7% ・女：26.4% ・男女：44.6%	・男：% ・女：% ・男女：%	・男：70%以上 ・女：30%以上 ・男女：50%以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	33.2% ※運動部活動における週休日を設定している 高等学校の割合	%	100%
全国高等学校総合体育大会の入賞数	個人4 団体1		個人10 団体5

対策の概要

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動やスポーツ活動ができる場が少ないことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。  
このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員等が地域の枠を超えて連携・協働し、競技力を高める取組等を推進することで、幅広い年代における競技スポーツ活動の充実を図ります。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。【再掲】

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア エリアごとの取組の推進

物部川・嶺北地区

- ・第1回エリア会議 (4/27)  
H28 年度事業報告、収支決算報告、監査報告  
H29 年度事業  
今後の事業の方向性についての説明
- ・第2回エリア会議 (5/18)  
H29 年度事業計画  
役員改選について  
※今後の方向性を再確認し、H29 年度事業計画について協議  
※事務局との調整

高岡・吾川地区

- ・第1回エリア会議 (4/24)  
H28 年度事業報告、収支決算報告、監査報告  
H29 年度事業  
今後の事業の方向性についての説明  
※関係の市町村等と今後の方向性等の共通理解が進まず、事業計画を継続的に調整中

・第2回エリア会議 (6/19)

幡多地区

- ・事務局を設置できる自治体との調整
- ・エリア市町村担当者打合せ会議 (6/2)  
※平成 29 年度予算の確保ができていない市町村があり、今後、補正予算等で対応いただけるよう調整中

安芸地区

- ・該当市町村関係者等との調整 (説明)  
※平成 29 年度予算を確保していない

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 核（牽引役）となる団体（市町村や総合型クラブなど）が不在であったり、取組に消極的なエリアがある。
- 「スポーツ活動は十分行われている」と認識している市町村担当者等もいるため、「市町村の枠を超えてネットワークを構築した取組を進める」という共通認識が醸成されていないエリアもある。
- そのため、平成 29 年度予算を確保できていない市町村がある。
- 市町村担当者の異動等により、事業の理解（必要性）が定着せず、取組が後退することがある。

→関係者の共通認識や核（牽引役）となる団体の存在などを考慮すると、物部川・嶺北地区の取組がモデルになると考えられるため、当該エリアの取組への支援を柱に、他のエリアへの周知、情報提供を行うことで、引き続き関係者の理解促進に努める。

物部川・嶺北地域

- ・計画書の提出依頼、交付決定等を行う

高岡・吾川地区

- ・計画書の提出依頼、交付決定等を行う

幡多地区

- ・エリア協議会設立に向けた市町村等打合せ (7月)
- ・エリア協議会設立 (9月予定)

安芸地区

- ・理解促進のための該当市町村への周知

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31:目標値
各エリアで実施する取組ごとの交流人口の増加	-	※H29 年度から カウント	交流人口が 増加する

対策の概要

中山間地域や過疎地域では、身近な地域で運動・スポーツ活動ができる場が少ないことや、団体競技に必要な人数を確保することが困難な場合があること、専門的な指導ができる人材が少ないことなどの理由により、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。  
このため、地域の実情に応じて、総合型地域スポーツクラブや市町村、地区体育（協）会、スポーツ推進委員などが地域の枠を越えて連携・協働し、地域のスポーツ課題の解決に向けた効果的・継続的な展開を図ります。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み①**  
複数の市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携した地域のスポーツ課題について協議する検討会の設置や課題解決に向けた取組を推進します。【再掲】

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み①**  
ア エリアごとの取組の推進  
物部川・嶺北地区  
・第 1 回エリア会議 (4/27)  
H28 年度事業報告、収支決算報告、監査報告  
H29 年度事業  
今後の事業の方向性についての説明  
・第 2 回エリア会議 (5/18)  
H29 年度事業計画  
役員改選について  
※今後の方向性を再確認し、H29 年度事業計画について協議  
※事務局との調整  
高岡・吾川地区  
・第 1 回エリア会議 (4/24)  
H28 年度事業報告、収支決算報告、監査報告  
H29 年度事業  
今後の事業の方向性についての説明  
※関係の市町村等と今後の方向性等の共通理解が進まず、事業計画を継続的に調整中  
・第 2 回エリア会議 (6/19)  
幡多地区  
・事務局を設置できる自治体との調整  
・エリア市町村担当者打合せ会議 (6/2)  
※平成 29 年度予算の確保ができていない市町村があり、今後、補正予算等で対応いただけるよう調整中  
安芸地区  
・該当市町村関係者等との調整 (説明)  
※平成 29 年度予算を確保していない

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

**取り組み①**  
●核（牽引役）となる団体（市町村や総合型クラブなど）が不在であったり、取り組みに消極的なエリアがある。  
●「スポーツ活動は十分行われている」と認識している市町村担当者等もいるため、「市町村の枠を越えてネットワークを構築した取組を進める」という共通認識が醸成されていないエリアもある。  
●そのため、平成 29 年度予算を確保できていない市町村がある。  
●市町村担当者の異動等により、事業の理解（必要性）が定着せず、取り組みが後退することがある。  
→関係者の共通認識や核（牽引役）となる団体の存在などを考慮すると、物部川・嶺北地区の取組がモデルになると考えられるため、当該エリアの取組への支援を柱に、他のエリアへの周知、情報提供を行うことで、引き続き関係者の理解促進に努める。  
物部川・嶺北地域  
・計画書の提出依頼、交付決定等を行う  
高岡・吾川地区  
・計画書の提出依頼、交付決定等を行う  
幡多地区  
・エリア協議会設立に向けた市町村等打合せ (7月)  
・エリア協議会設立 (9月予定)  
安芸地区  
・理解促進のための該当市町村への周知

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
各エリアで実施する取組ごとの交流人口の増加	-	※H29 年度からカウント	交流人口が増加する

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策3 - (2)

3. 地域における運動・スポーツ活動の活性化  
女性がスポーツに参加しやすい環境づくり

対策の概要

本県における成人のスポーツ実施率をみると、男女とも20代～40代の働き盛りの年代が他の年代に比べて低く、また、女性のスポーツ実施率が低い原因として、子育て中にスポーツへの参加が難しいことなどが考えられます。このため、女性を対象としたスポーツの大会の実施や、母親が気軽に参加できる大会運営等の工夫などにより、女性がスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

・女性を対象とした特色あるスポーツ大会の実施や、既存のスポーツ大会やイベント、教室等において、子どもを対象としたスポーツ教室を同時に開催するなど、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア. 女性がスポーツ活動に参加しやすい環境づくり  
※女性のスポーツ推進検討委員会での協議にとどまっており、具体的な対策の実施まで至っていない。  
  
・女性のスポーツ推進検討委員会の開催に向けて準備中。

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

●女性の社会進出が進んでいるものの、子育て世代の女性がスポーツをする時間は少ない。  
  
→女性のスポーツ推進検討委員会を開催し、再度協議を諮りながら、下記のような具体的な取組を進める。  
・高知龍馬マラソンにおける女性を対象にしたランニング教室の実施  
・無限大チャレンジライド等のイベントのポスターに魅力のある女性アスリートを登用する  
※メディアへの情報提供を積極的に行う。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
女性のスポーツ実施率	42.8% (男性: 46.2%)		男性の実施率以上

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 3 - (3)

3. 地域における運動・スポーツ活動の活性化  
地域のスポーツ活動の活性化に向けた公共施設の有効利用

対策の概要

地域における日常的なスポーツ活動は、スポーツ施設を中心として実施されていますが、中山間地域や過疎地域では身近な場所にスポーツ施設がないことが多く、他方、都市部では利用者数に対しての量的な施設の不足が課題となっています。  
このため、地域のスポーツ活動において学校の体育施設等の身近な公共施設の有効利用を促進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

**取り組み①**  
学校体育施設の開放を進めるとともに、施設が利用者にとってより利用しやすいものとなるよう、公共施設の開放状況の情報共有など市町村との連携により公共施設の運営形態の改善を図ります。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

**取り組み①**  
ア. 県立学校施設の開放  
・県立学校体育施設への情報提供を依頼及び収集し、該当市町村へ県立学校体育施設の利用について情報提供している。(随時)  
イ. 公共施設の運営形態の改善

**C A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

**取り組み①**  
●利用者から利用についての各種の要望が寄せられている  
→市町村等への情報提供(随時)  
・県立学校体育施設の開放、利用方法などについて周知する  
・利用者からの要望に対応可能なものは、県が仲介役として施設管理者と協議する  
→市町村担当者会議等における取組  
・利用者の要望や他施設の取組などの情報を提供する

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
学校体育施設の利用件数	2,961 件		増加する

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策3-(4)

3. 地域における運動・スポーツ活動の活性化  
スポーツの魅力や価値を認識することができる機会の提供

対策の概要

本県では、トップアスリートのパフォーマンスを間近で見ることができる大会や交流会などの機会があまり多くありません。世界各国からトップレベルの選手や指導者が集まる2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、トップレベルの練習や指導を間近で見られる機会を得ることは、県民がスポーツの魅力や価値に気付くきっかけとなり、本県のスポーツ振興に大きな刺激を与えることが期待されます。このため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における事前合宿の招致によって県民とトップアスリートとの交流を広げることなどにより、県民がスポーツの魅力や価値を認識することができる機会を提供します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における事前合宿の招致を実現するため、関係者間の情報共有や連携のもと、幅広いネットワークを生かした招致活動を官民協働で進めます。

取り組み②

オリンピック・パラリンピックについての理解を促進していくことを目的とした啓発授業を実施するとともに、オリンピック・パラリンピックへの関わり方について考えるサミット等を開催します。これにより、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた機運を醸成するとともに、県民のスポーツに対する興味・関心を一層高めます。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

誘致活動を通じて国内外のネットワークが徐々に拡大してきており、具体的な交渉に向けたアプローチが行っている。

- ア. ターゲット国等からの視察受入
  - ・チェコ共和国オリンピック委員会関係者の来高による県内施設等の視察(4月7日)
  - ・豪州ソフトボール女子代表チーフコーチの来高による県内施設等の視察(4月11日)
  - ・シンガポールバドミントン協会関係者の来高による県内施設等の視察(4月20~22日)
- イ. メール等による誘致活動
  - ・シンガポールバドミントン協会への県内宿泊経費等の情報提供
  - ・豪州ソフトボール女子チームチーフコーチへの県内宿泊経費等の情報提供
  - ・オランダ関係者への定期的な情報提供

など、随時実施

取り組み②

- ア. オリンピック・パラリンピックを通じた学びの機会の提供
  - ・「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」委託事業実施計画書をスポーツ庁へ提出
  - ・「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」全国セミナーに参加し、事業主旨等の説明を受けるとともに全国中核拠点(担当:日本体育大学)関係者との打ち合わせを行う。(5/8)
- イ. オリンピック・パラリンピックへの関わり方について考えるサミットの開催
  - ※「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を通じて、平成30年度にサミットの開催を目指した準備を進める。

**C/A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 事前合宿自体は、まだ決定していない。
- 施設や経費及び合宿中の対戦相手など、受け入れるための条件整備が今後必要になる。
- ターゲット国等からの視察受入
  - ・ターゲット国等の競技団体ほかへのアプローチ(随時実施)
- メール等による誘致活動
  - ・ターゲット国等において、現在、直接関係性を持っていない競技団体に対して、ネットワークを広げアプローチする。
- ホストタウン登録国等とのスポーツ交流の実施
  - ・シンガポールスポーツスクールとのスポーツ交流(8月)
  - ・豪州ソフトボール女子チームの合宿招致(10月調整中)
  - ・オランダ自転車関係者の県内イベントへの招へい(3月調整中)
  - ・高知県サッカー協会関係者(指導者)のオランダ派遣(調整中)
- 日本代表チーム等の合宿誘致
  - ・日本バドミントン代表チームの県内合宿(1月調整中)

取り組み②

- オリンピック・パラリンピック教育についての理解が深まっていない。
- スポーツ庁との調整
  - ・委託事業の契約
- 事業実施
  - ・事業推進協議会(年3回)を設置するとともに、地域セミナー(年2回)及び報告会(年1回)を開催
  - ・学校におけるオリパラ教育の実施(高等学校3校・特別支援学校1校)
  - ・競技団体におけるオリパラ教育の実施(競技団体6)
- オリンピック・パラリンピックを通じた学びとして、学校の授業と競技団体で実施する学びを9月から実践する計画だが、実施校及び実施競技団体が決まっていない。
- 6月初旬に中核拠点である日本体育大学と講師の確認を行い、6月中に実施校及び実施競技団体を決定する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31目標値
オリ・パラに対する意識調査 (関心がある者の割合)	77.9%		85%以上

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 4 - (1)

4. 障害者スポーツの充実  
障害者スポーツを取りまとめる組織体制の充実

対策の概要

本県における障害者スポーツの運動、スポーツ活動は、これまで主に福祉的な観点から、健康志向のレクリエーション活動等が中心であったため、競技志向の大会やスポーツ活動は、個人的に取り組まれることが多く、組織的な取組体制が整っていません。また、地域における運動・スポーツ活動においても、検証者における地区体育（協）会のような、地域ごとに活動を取りまとめている組織が少ない状況にあります。このため、障害者スポーツ活動の充実に向けて、障害者スポーツの関係者の連携を強化するとともに、活動を取りまとめる組織体制の充実を図ります。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、学校、行政等の連携・強化により、障害者スポーツ活動の機会の充実を図るとともに、障害者スポーツを取りまとめるための組織体制の整備を進めます。

D 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. 競技力向上に向けた活動基盤づくり
  - ・コーディネーターを配置し、選手や指導者の発掘や活動場所の確保を行う  
コーディネーターの配置に向けて調整中（6月中旬に配置予定）

C/A 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 競技力向上を目指す上で、活動基盤となる競技グループやチーム等が少ない  
→競技ごとのグループ作りを行うために、選手や指導者、グループを取りまとめる人材の掘り起こしを行う。
- 競技力向上に向けた活動について、選手や指導者を支援する体制が十分でない。  
→選手や指導者の活動実績を詳細に把握し、支援の在り方を検討する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
競技グループを中心とした活動が行われている競技の数	-	10 競技	17 競技



対策の概要

特別支援学校・学級において、より充実した運動・スポーツ活動を行うためには、多様な視点からの工夫や研究が必要ですが、障害の種別の違いや、幼稚園から高等部まで幅広い年代の児童生徒が対象であることから、研究・実践は各学校に委ねられており、関係者が協力して検討・研究する体制が十分に整っていません。  
このため、特別支援学校・学級の体育的活動を組織的に改善する体制を構築し、特別支援学校・学級における運動・スポーツ活動の充実を図ります。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

特別支援学校・学級における運動部活動をはじめとする学校内での運動・スポーツ活動の充実を図るため、教員や障害者スポーツ関係者などによる検討会で協議し、効果的な対策を進めます。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア 特別支援学校の運動部活動の課題解決に向けた研究・対策の実施
- ・H28年度は、運動部活動の現状や課題について、特別支援学校関係者と3回の協議を実施

イ. 障害者スポーツの推進基盤となる「人材」と「場」の充実

- ・「地域における障害者スポーツ普及促進事業（地域における障害者のスポーツ参加加速に関する実践研究）」〔スポーツ庁委託事業〕事業計画書の提出
- ・総合型地域スポーツクラブを中心に障害者スポーツの関係者などの連携し、身近な地域で障害者がスポーツに参加できる教室やイベントの開催に向けた準備中

【取組①】

障害者スポーツ関係者や福祉関係者、競技団体、総合型クラブなどが連携して、障害の種別に関わらず気軽に参加できるスポーツ教室（陸上教室）を実施。

【取組②】

特別支援学校の運動部（山田特別支援学校・バドミントン部）に総合型クラブや競技団体の指導者を派遣する取組や、運動部と地域のスポーツサークルの交流大会などを実施。

【取組③】

休日や同窓会を活用して、特別支援学校の生徒やその保護者、卒業生、地域住民が気軽に参加することができる多種目のスポーツ活動を展開。

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- 運動部活動の課題に対応するための検討を進めているが、具体的対策が行えていない。
- 今後、実態の把握をさらに進めるとともに、具体的な対策の実施に向けて関係者と検討していく。

- モデル事業において得られた成果を他の地域や団体へ普及できていない
- 市町村担当者会や総合型地域スポーツクラブ連絡協議会などの機会を捉えて、事業の成果や効果的な取組のノウハウを関係者に説明する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 4 - (3)

4. 障害者スポーツの充実  
障害者スポーツ指導者の育成

対策の概要

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、楽しみ志向の活動から競技活動に至るまで、幅広い障害者スポーツの広がりに対応した指導者の育成が必要になっています。このため、障害者スポーツに関する理解啓発の取組や研修会を通じて、障害者スポーツ指導者の育成を進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

障害者スポーツの指導者の育成に向け、コーチングに必要な多様な資質・能力を身に付けるための内容を総合的に学ぶことができる研修会を実施します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. コーチングに必要な総合的な内容を学ぶ研修会の実施 (合計 8 回)
- ・ コーチアカデミーの開催に向けて講師との調整
- 第 1 回 8 月実施予定

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

- 受講者がより参加しやすい環境を整える必要がある。  
→ 受講者の意見を踏まえて、参加しやすい日や時間の設定を行う。
- 指導者育成の目指す姿が明確になっていない  
→ 指導者育成計画を6月中に作成

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31 目標値
日本障害者スポーツ協会公認の指導者数 (中級)	74 人		90 人

対策の概要

各競技における県内トップ選手の強化は、選手が所属するチームの指導者に任せられているのが現状であり、より高いレベルの経験をさせる取組には、選手や指導者に経費面の負担等が生じています。また、個々の選手の次のステージを考えると、チームの枠を超えた育成・強化ができる体制の整備も重要です。このため、各競技団体が個々のチームの枠を超えて、組織全体でトップ選手のレベルアップを図るとともに、PDCAサイクルによる取組を進めることができる体制づくりを推進します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県内トップ選手の活動を更に充実させるための経費面の支援や、県競技団体が中央競技団体と連携し、計画的・戦略的にトップ選手の育成・強化を行う一貫指導体制の整備を支援します。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

- ア. トップ選手の活動支援
  - ・特別強化選手の指定による支援 (4月～)

指定区分	人数	活動費補助
S指定	8人 (うち障害者3人)	50万円
A指定	17人 (うち障害者2人)	30万円
B指定	48人 (うち障害者1人)	15万円

- イ. 計画的・戦略的にトップ選手を育成・強化する体制整備の支援
  - ・競技者育成プログラムにおける短期計画の作成及び計画に基づく育成強化の支援
    - 短期計画を作成している団体
      - 各競技団体の取組状況を把握 (5月～)
    - 短期計画を作成していない団体 (7月までに計画作成予定)
      - プログラム作成後に競技団体、県体育協会、スポーツ課の三者で内容の確認・改善を行う (7月～)

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 指定された選手をはじめ、県内トップ選手をさらにレベルアップさせるためにチームの枠を超えた強化を組織的に行う体制が不十分。
  - 県体育協会と連携して、各競技団体の短期計画の作成を支援するとともに、個別のヒアリングや加盟団体が一堂に会する会議等で、各競技のトップ選手の強化対策について、チームの枠を超えて組織的に行うことの重要性を周知。
- スポーツ医・科学面からのサポートができていない。
  - 障害者スポーツセンターなど、関係者と具体的な対策について検討する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

	H28	H29	H31目標値
特別強化選手に指定された選手数	38人 (障害者6人)	51人 (障害者6人)	75人以上 (障害者20人)

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 4 - (5)

4. 障害者スポーツの充実  
身近な地域におけるスポーツ参加機会の提供

対策の概要

障害者の運動・スポーツ活動については、県立障害者スポーツセンターをはじめ総合型地域スポーツクラブなどでさまざまな活動が行われていますが、ボランティアが不足していることや活動機会が少ないこと、活動場所が限定されることなどにより、身近な地域で気軽に参加できる環境が十分に整備されていません。このため、障害者スポーツを普及するための体制づくりや対策の検討を進めるとともに、スポーツ教室やイベントの実施などにより、障害者が身近な地域で運動・スポーツ活動に参加できる機会を提供します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

障害者が運動・スポーツ活動に参加できる機会の充実に向けて、スポーツ関係者や障害福祉関係者が集まり、障害者スポーツを普及するための体制づくりや対策の検討を行う会議を開催するとともに、ボランティアを養成するための研修会等を実施します。併せて障害者が気軽に参加できるスポーツ教室やイベントを開催します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア 障害者スポーツの推進基盤となる「人材」と「場」の充実

- ・「地域における障害者スポーツ普及促進事業（地域における障害者のスポーツ参加加速に関する実践研究）」〔スポーツ庁委託事業〕事業計画書の提出
- ・総合型地域スポーツクラブを中心に障害者スポーツの関係者などが連携し、身近な地域で障害者がスポーツに参加できる教室やイベントの開催に向けて準備中

【取組①】

障害者スポーツ関係者や福祉関係者、競技団体、総合型クラブなどが連携して、障害の種別に関わらず気軽に参加できるスポーツ教室（陸上教室）を実施。

【取組②】

特別支援学校の運動部（山田特別支援学校・バドミントン部）に総合型クラブや競技団体の指導者を派遣する取組や、運動部と地域のスポーツサークルの交流大会などを実施。

【取組③】

休日や同窓会を活用して、特別支援学校の生徒やその保護者、卒業生、地域住民が気軽に参加することができる多種目のスポーツ活動を展開。

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- モデル事業において得られた成果を他の地域や団体へ普及できていない  
→市町村担当者や総合型地域スポーツクラブ連絡協議会などの機会を捉えて、事業の成果や効果的な取組のノウハウを関係者に説明する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策5-(1)

5. スポーツ施設・設備の整備  
拠点となるスポーツ施設の整備

対策の概要

平成14年のよさこい高知国体で県内の主要なスポーツ施設は一定整備されましたが、競技力の向上やスポーツツーリズムの推進などの観点から、より充実した施設の整備が必要になっています。このため、競技者がより質の高い活動ができるよう、拠点となる施設を中心に、必要な施設の整備を計画的に進めます。

P 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

競技の拠点となる施設を中心に、必要な整備を計画的に進めます。

D 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア. 拠点施設の整備

・エリアの拠点となるスポーツ施設や各競技団体の活動拠点となるスポーツ施設の整備。

施設名	整備内容	取り組み状況	所管課
県立東高校レスリング場	新設	計画どおり	学校安全対策課
春野総合運動公園水泳場 飛込み練習場	新設	計画どおり	スポーツ課
春野総合運動公園体育館	空調設備の改修	整備済	公園下水道課
青少年センター陸上競技場	改修	計画どおり	生涯学習課
県立障害者スポーツセンター 体育館	空調設備の改修	計画どおり	スポーツ課

C A 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 整備候補施設は取りまとめているが、競技力のさらなる向上、2020年オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致活動、大規模大会の開催などに関連して、新たな整備に関して調整・検討が必要なものも出てきている。
- 整備計画の見直しに向けた検討・調査を行うため、関係団体からのヒアリングや、今年度設置するスポーツ振興推進本部と県民会議での意見も参考にし、整備計画の方向性を定める。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 5 - (2)

5. スポーツ施設・設備の整備  
スポーツ活動をサポートするための施設・設備の整備

対策の概要

より充実したスポーツ活動を展開するには、スポーツ医・科学など、スポーツ活動を側面からサポートするための施設・設備の充実が必要ですが、県内にはこうした施設・設備が十分に整備されていません。このため、スポーツ医・科学の効果的なサポートの実践に向けた施設・設備の整備を計画的に進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県立施設を中心に、トレーニング機器の充実を図るとともに、スポーツ医・科学面のサポート体制の充実を図ります。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア. サポート施設の整備  
・スポーツ医・科学をサポートする施設や学校のトレーニング設備など、スポーツ活動を側面から支援するための施設・設備の具体的な整備を検討中。

**C** **A** 課題 (●) と今後の取り組みの方向性 (→)

取り組み①

●スポーツ医・科学をサポートする施設は県立野市青少年センターにしかなく、県全体にスポーツ医・科学面からのサポートを実施することが難しい。  
→スポーツ医・科学をサポートする施設や学校のトレーニング設備など、スポーツ活動を側面から支援するための施設・設備の具体的な整備の検討を進める。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策5-(3)

5. スポーツ施設・設備の整備  
地域のスポーツ施設の整備

対策の概要

本県の山間部ではスポーツ施設が十分に整備されていないため、運動やスポーツ活動を行うには、離れた地域までの移動を伴うことなどから、スポーツ活動が広がりにくい状況があります。  
このため、市町村と連携し、地域のスポーツ施設について必要な整備を計画的に進めます。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

地域の拠点となる施設を中心に、市町村との連携により必要な整備を計画的に進めます。

**D** 平成29年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

ア. 地域のスポーツ施設整備

- ・市町村との連携による、地域におけるスポーツ活動の活性化につながるスポーツ施設を整備中

施設名	整備内容	取り組み状況	所管課
土佐西南大規模公園 多目的グラウンド	多目的グラウンドの 人工芝化	計画通り	公園下水道課
高知市多目的ドーム	新設	計画通り	スポーツ課 ※高知市事業
須崎市海洋スポーツパーク 施設	※OWS及び カヌー関連施設の整備 等	■OWS 関連施設 計画通り ■カヌー関連施設 須崎市において 当初計画のバージョンアップを検討中	スポーツ課 ※須崎市事業

**C/A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 整備候補施設は取りまとめているが、競技力のさらなる向上、2020年オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致活動、大規模大会の開催などに関連して、新たな整備に関して調整・検討が必要なものも出てきている。
- 整備計画の見直しに向けた検討・調査を行うため、関係団体からのヒアリングや、今年度設置するスポーツ振興推進本部と県民会議での意見も参考にし、整備計画の方向性を定める。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況

基本方向 10

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 6 - (1)

6. スポーツ推進体制の強化  
総合的、一体的なスポーツ施策の展開

対策の概要

スポーツは、子どもたちの「知・徳・体」を鍛え、次世代を担う人材の育成に資するとともに、健康で活力に満ちた長寿社会の実現につながるものであり、また、イベント開催などにより交流人口の拡大につながるなど、多くの分野におけるさまざまな効果を生み出すものです。  
こうしたスポーツの効果を多分野に一層波及させるため、県庁内における部局間の連携がより効果的に進められる体制のもと、総合的・一体的にスポーツ施策の展開を図ります。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

スポーツ関連施策を総合的、一体的に展開するため、教育委員会で所管していた学校体育以外の競技スポーツ及び生涯スポーツ政策、地域福祉部で所管していた障害者スポーツ政策並びに観光振興部で所管していたスポーツツーリズム政策を知事部局の文化生活スポーツ部に一元化した体制を中心に、総合的・一体的にスポーツ施策を展開します。

取り組み②

学校体育については引き続き教育委員会において所管し、知事部局におけるスポーツ政策との連携を十分に図りながら、施策を推進します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

本県のスポーツ振興施策を組織的横断的に一体となって推進するために、知事を本部長として庁内の関係部局で構成する「高知県スポーツ振興推進本部」を設置。

第1回会議：6月2日

<協議内容>

- ・スポーツ推進体制について
- ・現行のスポーツ推進計画とスポーツ施策の体系について
- ・本県のスポーツ施策の取組状況及び今後の課題と方向性について

取り組み②

文化生活スポーツ部スポーツ課と県教育委員会保健体育課において、必要に応じて打合せを実施。

- 4月 4日：運動部活動強化校について
- 4月 5日：優秀な指導者の受入れについて
- 4月27日：運動部活動強化校について
- 5月29日：運動部活動強化校（強化推進校B）の選定について

**C** **A** 課題（●）と今後の取り組みの方向性（→）

取り組み①

- スポーツ振興の抜本的な強化に向けて、関係部局が担う役割や具体的な施策に関する調整を行う必要がある。
- 関係部局と早期に調整を行い、第2回高知県スポーツ振興推進本部会議（8月上旬開催予定）において、役割や具体的な対策についての共通認識を持ち実施につなげる。

取り組み②

- 相互に担当する取組について、役割分担が整理されていない内容がある。
- 6月中旬までに整理する。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況



基本方向 10 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

対策 6 - (2)

6. スポーツ推進体制の強化  
産学官民協働によるスポーツ推進体制の構築

対策の概要

スポーツの効果を観光、健康、地域福祉といったさまざまな分野において発現させ、県内全ての地域、全ての県民が享受し、将来にわたって県民生活に根付かせるためには、行政のみならず、企業、大学、民間団体等のあらゆる関係者が協働し、県を挙げて取り組むことが必要不可欠です。  
このため、産学官民協働によるスポーツ推進体制を構築します。

**P** 大綱に位置付けられた主な取り組み

取り組み①

県を挙げたスポーツの推進が図られるよう、スポーツ関係者のみならず、産業、福祉、教育などの多分野にわたる関係者による協議の場を立ち上げ、産学官民協働でPDCAサイクルを回し、スポーツの推進を図るための体制を構築します。

**D** 平成 29 年度 これまでの取り組み状況

取り組み①

スポーツ関係者をはじめ、産業、福祉、教育など多分野にわたる関係者で構成する「高知県スポーツ振興県民会議」を設置。

第1回会議：6月14日(水)

<協議内容>

- ・スポーツ振興推進体制について
- ・現行のスポーツ推進計画とスポーツ施策の体系について
- ・高知県スポーツ推進計画における取組の総括について

- ①競技力の向上
- ②生涯スポーツの推進
- ③スポーツツーリズムの振興

**C** **A** 課題(●)と今後の取り組みの方向性(→)

取り組み①

- 第1回高知県スポーツ振興県民会議を踏まえ、今年度の取り組みへの対応と将来を見据えた抜本的な強化に向けた具体的な対策について検討を深めるための準備を進める必要がある。
- 第1回高知県スポーツ振興県民会議の意見を踏まえ、今年度取り組む内容に関する改善等については、早期に対応する。また、中長期的な視点からの今後の強化策については、スポーツ関係者のヒアリングを行うことなどにより、関係者のニーズやスポーツ現場の実情をより詳細に把握し、今後実施する専門部会や推進本部会議につなげる。

スポーツ推進プロジェクト  
実施計画における指標の状況